

令和 6 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

介護支援専門員法定研修の効果的な
実施に関する調査研究事業

報告書

令和 7 年 3 月

株式会社 日本総合研究所

目 次

1. 本調査研究の概要	1
1.1. 本調査研究の背景・目的.....	1
1.2. 本調査研究の進め方・実施事項	1
2. 都道府県・研修実施機関を対象とした実態調査の実施.....	4
2.1. アンケート調査の概要	4
2.2. アンケート調査の主な結果.....	5
3. 法定研修受講者を対象とした実態調査の実施	25
3.1. アンケート調査の概要	25
3.2. アンケート調査の主な結果.....	26
3.3. 検討委員会における主なご意見	35
4. 「分割受講の仕組み」に関する検討・整理.....	37
4.1. 「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」における位置づけ.....	37
4.2. 研修実施機関・都道府県へのヒアリング調査	37
4.3. 法定研修受講者へのアンケート調査.....	39
4.4. 「分割受講の仕組み」に関する検討委員会における主なご意見	40
4.5. 受講管理システムに関する検討	42
4.6. 検討結果の整理	44
5. 「一部研修の一元化」に関する検討・整理.....	46
5.1. 「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」における位置づけ.....	46
5.2. 実施機関・都道府県へのヒアリング調査.....	47
5.3. 「一部研修の一元化」の実現に向けた論点の整理	48
5.4. 「一元化する範囲」に関する検討	49
5.5. 「一元化する教材と既存教材の関係性」に関する検討	51
5.6. 「一元化する教材の作成体制・プロセス」に関する検討	57
5.7. 「一元化の各都道府県への展開方法」に関する検討	59
6. 今後の課題.....	60
参考資料1 法定研修受講者向けアンケート調査票	65
参考資料2 法定研修受講者向けアンケート調査票	70

1. 本調査研究の概要

1.1. 本調査研究の背景・目的

介護支援専門員の法定研修については、介護支援専門員の専門性を高め、資質を確保・向上させていくために重要な役割を果たしている。一方、研修の内容、研修時間の長さ、受講料などについては、改善・改良の必要性について様々な指摘がなされている。国において、オンライン研修の推進や地域医療介護総合確保基金の活用による受講者の負担軽減に向けた取組や好事例を横展開等による研修の質の平準化に向けた取組が実施されているが、より充実した満足感のある研修にしていくための方策の検討が求められている。

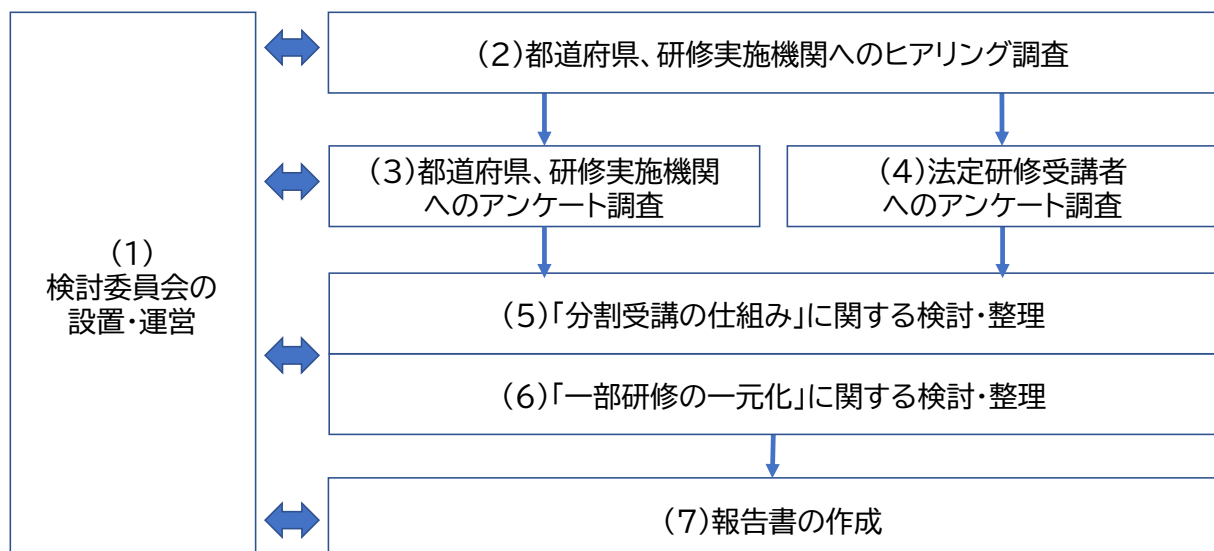
また、受講者にとって経済的・時間的負担が大きいという課題に対しては、令和 6 年 12 月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」の中でも、全国統一の実施が望ましい科目について国レベルで一元的に作成することや、オンライン受講の推進、分割受講の仕組み等を検討し、可能な限り負担軽減を図ることが適当であるとされている。

上記の背景を踏まえ、①各都道府県で実施されている法定研修の実態を把握すること、②一部研修の一元化及び分割受講の仕組みの具体化に向けた論点等を整理すること、③より満足感のある研修にしていくための方策を検討することを目的として本調査研究を実施した。

1.2. 本調査研究の進め方・実施事項

本調査研究では図表 1 のとおり、有識者等からなる検討委員会を設置し、調査の進め方や提言の内容等について意見を得ながら進めた。

図表 1 本調査研究の進め方・実施事項



(1) 検討委員会の設置・運営

本調査研究を効果的に推進するため、有識者等からなる検討委員会を設置・運営した。検討委

員会は計4回実施し、各回の主な議題は図表 3 に示すとおりである。

図表 2 委員構成（50 音順・敬称略）

氏名	所属先・役職名
○石山 麗子	国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻 教授
遠藤 征也	一般財団法人長寿社会開発センター 事務局長
田中 明美	生駒市特命監
中澤 伸	社会福祉法人川崎聖風福祉会 事業推進部長
能本 守康	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事
原口 道子	公益財団法人東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター 難病ケア看護ユニット 主席研究員
松尾 睦	青山学院大学 経営学部経営学科 教授

※ ○印:委員長

<オブザーバー>

- ・ 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

図表 3 委員会各回における主な議題

回	実施日	主な議題
第 1 回	令和 6 年 11 月 8 日	・ 調査方針およびスケジュール等に関する検討 ・ 「分割受講の仕組み」に関する検討 ・ 「一部研修の一元化」に関する検討
第 2 回	令和 7 年 1 月 14 日	・ 都道府県・実施機関調査および受講者調査に関する検討 ・ 「分割受講の仕組み」に関する検討 ・ 「一部研修の一元化」に関する検討
第 3 回	令和 7 年 2 月 18 日	・ 都道府県・実施機関調査および受講者調査結果の報告 ・ 「分割受講の仕組み」に関する検討 ・ 「一部研修の一元化」に関する検討
第 4 回	令和 7 年 3 月 18 日	・ 「分割受講の仕組み」に関する取りまとめ案の検討 ・ 「一部研修の一元化」に関する取りまとめ案の検討 ・ 受講料等に関する追加分析結果の報告

(2) 都道府県、研修実施機関へのヒアリング調査

令和 6 年 4 月から全国で研修が開始された新たなカリキュラムの実施状況、「分割受講の仕組み」や「一部研修の一元化」の実現に向けた実務面における懸念点等を確認することを目的として、実施機関・都道府県を対象にヒアリング調査を実施した。

(3) 都道府県、研修実施機関へのアンケート調査

令和 6 年 4 月から全国で研修が開始された新たなカリキュラムの実施状況等を詳細に把握することを目的として、都道府県、実施機関へのアンケート調査を実施した。

(4) 法定研修受講者へのアンケート調査

受講者視点での法定研修に対する認識や課題等を確認することを目的として、法定研修受講者を対象としたアンケート調査を実施した。

(5) 「分割受講の仕組み」に関する検討・整理

令和 6 年 12 月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」において、分割受講の仕組み等を検討し、可能な限り負担軽減を図ることが適当であるとされた。本事業では、上記を背景として、「分割受講の仕組み」の実現に向けた論点整理及び具体的な方策について検討を行った。

(6) 「一部研修の一元化」に関する検討・整理

令和 6 年 12 月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」において、全国統一的な実施が望ましい科目について国レベルで一元的に作成すること等を検討し、可能な限り負担軽減を図ることが適当であるとされた。本事業では、上記を背景として、「一部研修の一元化」の実現に向けた論点整理及び具体的な方策について検討を行った。

(7) 報告書の作成

一連の調査研究の内容・結果について、本報告書に取りまとめた。

2. 都道府県・研修実施機関を対象とした実態調査の実施

新たなカリキュラムへの対応状況、法定研修の実施状況等を確認することを目的として、都道府県、研修実施機関を対象としたアンケート調査を実施した。本章では、その概要を示す。

2.1. アンケート調査の概要

調査の概要は以下のとおり。なお、厚生労働省が例年実施している定点調査(法定研修基本情報調査)と本事業が独自に実施する調査(老健事業調査)の2つを一体として実施した。

調査対象	都道府県(介護支援専門員法定研修所管部) 研修実施機関
調査方法	電子媒体の調査票(MS-Excel)を厚生労働省から各都道府県の介護支援専門員法定研修所管部へ連絡・配布し、回答を依頼した。都道府県のみでの回答が難しい設問については、研修実施機関に照会の上、回答するよう依頼した。
調査期間	令和7年1月22日～3月19日
回収件数	46件
主な調査設問	【厚生労働省調査(法定研修基本情報調査)】 ・研修実施機関名、受講料、基金の活用等 ・研修実施回数、他の研修との同時開催 ・各回の定員、受講者数、修了者数 ・実施期間、日数 【老健事業調査】 (共通設問) ・国のオンライン研修環境の使用状況 ・受講管理システムの導入状況 ・定員の拡充等の状況 (研修課程別設問) ・使用しているテキスト ・「講義部分」の実施方法、「演習部分」の実施方法 ・「修了評価」の実施方法 ・研修実施に伴う経費の状況 ・新カリキュラム対応における課題

2.2. アンケート調査の主な結果

(1) 国のオンライン研修環境の使用状況

問 過年度に国が整備したオンライン研修環境(株式会社インソース提供)の本年度の利用状況としてあてはまるものを1つ選択してください。

過年度に国が整備したオンライン研修環境について、「全て又は一部の研修課程で使用している」は 14 件で全体の 3 割程度、「使用していない」は 29 件(63.0%)であった。なお、本割合は「国の研修環境」の利用率であり、「国の作成したオンライン教材」の利用率とは異なる。「国の作成したオンライン教材」の利用率については後述。

図表 4 国のオンライン研修環境の使用状況

	n	%
①全ての研修課程で使用している	10	21.7%
②一部の研修課程で使用している	4	8.7%
③使用していない	29	63.0%
④その他	3	6.5%
合計	46	

<使用している場合:ご意見・ご要望、使用における感想(抜粋)>

- PC 操作に不慣れな受講生が多いため、操作方法の問い合わせが多い。ヘルプデスクの電話がつながらず、研修実施機関へ問い合わせが寄せられる。
- 1介護支援専門員1アカウントとし、一生涯使えるシステムにして欲しい。次回以降の更新も違う研修であっても同じアカウントで管理できるようにしてほしい。
- 誤字脱字、読みの不正確な点があったが、データの提供があったため、こちらで修正が可能だった点はよかった。
- 講義動画教材が単調であるため、受講者の学習意欲の向上につながりにくい。

<使用していない場合:使用していない理由(抜粋)>

- 国の研修環境ではなく、Zoom 等のオンライン会議システムや、研修機関独自の研修システムにてオンライン化を実施しているため。
- 各研修実施機関と協議し、オンラインと集合研修のバランスを考慮した形で実施しているため。
- 使用料が高額なため。

(2) 受講管理システムの導入状況

問 法定研修の受講履歴や受講者状況の管理を行うシステム(＝受講管理システム)の導入状況をお伺いします。貴都道府県において導入しているシステムとしてあてはまるものを全て選択してください。(複数選択)

受講管理システムの導入状況について「システム等は導入しておらず、エクセル等で管理」が 21 件(45.7%)で最も割合が大きかった。また、「その他」の内容としては、エクセルとシステム管理での管理を併用しているとの回答が自由記述で挙げられた。

図表 5 受講管理システムの導入状況

	n	%
①一般社団法人日本介護支援専門員協会のシステム	8	17.4%
②株式会社インソースのシステム(Leaf)	9	19.6%
③株式会社デジタル・ナレッジのシステム	4	8.7%
④その他のシステム	14	30.4%
⑤システム等は導入しておらず、エクセル等で管理	21	45.7%
⑥その他	7	15.2%
合計	46	

<「その他のシステム」及び「その他」の内容(抜粋)>

- 受講者履歴は国のシステム、受講者状況はエクセルで管理している
- 独自の研修受講管理システム及びエクセルを使用している。
- 法定研修の受講履歴は、県が介護支援専門員管理システム及び Access で管理しており、研修受講中及び修了後の受講状況及び課題管理は、各研修機関で、株式会社インソースのシステム(Leaf)を使用している。
- e-ラーニング以外の Zoom 研修と集合研修はエクセル等で管理。
- 研修実施機関において、有料アプリにより受講システムを構築して、管理している。

(3) 定員の拡充等の状況

問 申込状況等に応じて定員の拡大を行っていますか(予定を含む)。

「定員の拡充を行っている」が 31 件(67.4%)で最も割合が大きく、次いで「定員の拡充は行っていない」が 11 件(23.9%)であった。

図表 6 定員の拡充等の状況

	n	%
①定員の拡充を行っている	31	67.4%
②定員の拡充は行っていない	11	23.9%
③その他	4	8.7%
合計	46	

問 定員超過のため受講が出来ない受講生が出た場合、当該受講生に対してどのような措置を講じていますか。(自由記述)

定員拡充や開催日程の追加等により原則すべての受講生を受け入れているとの回答と次年度研修等を案内しているとの回答が多数を占めた。

<原則すべての受講生を受け入れているとの回答(抜粋)>

- 応募〆切までの申込分は、定員の拡大又は開催日程を追加する等の措置を講じている。
- 定員超過で受講できない事態が発生しないように定員を拡充している
- 有効期間満了日を考慮し、コースを移動してもらう、会場規模を拡大する、通信環境を強化する、運営環境(要員)の強化等を行い、受講希望者は全て受け入れる。
- 介護支援専門員証の有効期限が迫っており、その年度の研修を受講しなければ更新できない受講生については、定員を超えて受け入れている。

<次年度研修等を案内しているとの回答(抜粋)>

- 次年度の同研修に申し込まれた場合には、必ず受講できるよう対応する旨を伝え、申込を取り下げている。
- 介護支援専門員証の有効期限の更新において、次年度の研修の修了にて可能である申込者に対してのみ、当年度の受講を断っている。
- 次年度の受講でも差し支えなければ、状況により次年度の受講を依頼している。
- 介護支援専門員証の有効期間を考慮し、期限が近い受講生を優先的に受入れている。
- 介護支援専門員証の有効期限が迫っており、その年度の研修を受講しなければ更新できない受講生については、定員を超えて受け入れている。

問 体調不良や業務の都合等により、早退や遅刻、中抜け等をせざるを得ない受講生に対して、課題提出などの代替措置を設けていますか。代替措置を認める具体的な事例と代替措置の内容を回答してください。(自由記述)

やむを得ない事情(感染症、身内の不幸、災害等)等による早退等については、振替、動画視聴、課題提出、補講等による対応を行っているとの回答が多数を占めた。一方、次年度の研修の受講が必要なケースや代替措置は行っていないケース等も一部みられた。

<振替、動画視聴、課題提出、補講等での対応事例(抜粋)>

- 原則、事前に分かっている場合は、他の日程に変更して受講することとしているが、突発的に生じた数時間程度の欠席や、振り替えできる日程がない場合などには、オンラインコース受講者であれば、当日の演習を録画し、後日、その動画の視聴と課題シートの提出を課し、修了できるように対応している。
- 短時間の欠席であれば、レポート提出による代替措置を設けることがあるが、長時間の欠席の場合は認めていない。
- 受講できなかった科目の担当講師と協議の上、同内容の他の課程への振替(再研修で欠席した科目を実務研修の同科目で受ける)や、演習の録画を視聴した上での課題の提出、補講の実施等により対応している。
- やむを得ない事情(感染症、身内の不幸、災害等)で欠席した時間が当該研修の総時間数の2割以下の場合のみ、代替措置(レポート提出、講義動画視聴等)での修了を認めている。
- 「忌引き」「本人または家族の急病・不慮の事故」「交通途絶」「災害」「その他、不測の事態によるもの」により欠席等をした場合、県の対応にて、自己学習による代替措置を認めている。また、「業務の都合」による欠席等は認めていない。
- 別日に補講日を設け同一内容で研修を実施。グループを構成できない人数の場合でも可能な限り、同一内容となるよう補講プログラムを組んでいる。”

<次年度の研修での対応事例(抜粋)>

- 翌年度に実施する研修の際に当該未受講科目を受講し、修了評価を受け修了となる。
- 有効期間が近い方については後日ビデオ補講し、レポートの提出(別途受講料必要)。有効期間に余裕のある方は次年度振替補講(別途受講料必要)としている。
- 自己都合による場合は、当年度はその時点で受講停止とし、次年度に未受講科目を受講する。

<代替措置は行っていない事例(抜粋)>

- 早退や遅刻、中抜け等に関しては認めておらず、代替措置を設けていない。

(4) 使用しているテキスト

問 本研修課程において、令和6年度に使用している(又は使用を予定している)テキスト※としてあてはまるものを全て選択してください。

※講義や演習等で使用することを目的として講師等が独自に作成している PPT 資料等は除く

実務研修は、一般社団法人長寿社会開発センター発行のテキストが43件(93.5%)と高いシェアを有する。専門Ⅰ、専門Ⅱ、主任、主任更新では中央法規出版発行のテキストと一般社団法人日本介護支援専門員協会のテキストがそれぞれ4割程度のシェアを有する。なお、専門Ⅰ、専門Ⅱで3件、主任で5件、主任更新で1件、「テキストは使用していない」との回答があった。

図表 7 実務研修:使用しているテキスト

	n	%
①一般社団法人長寿社会開発センター発行のテキスト (介護支援専門員実務研修テキスト)	43	93.5%
②都道府県独自のテキスト	5	10.9%
③その他のテキスト	10	21.7%
④テキストは使用していない	0	0.0%
合計	46	

図表 8 専門Ⅰ研修:使用しているテキスト

	n	%
①中央法規出版発行のテキスト (介護支援専門員現任研修テキスト)	18	39.1%
②一般社団法人日本介護支援専門員協会発行のテキスト (介護支援専門員研修テキスト)	19	41.3%
③都道府県独自のテキスト	7	15.2%
④その他のテキスト	2	4.3%
⑤テキストは使用していない	3	6.5%
合計	46	

図表 9 専門Ⅱ研修:使用しているテキスト

	n	%
①中央法規出版発行のテキスト (介護支援専門員現任研修テキスト)	17	37.0%
②一般社団法人日本介護支援専門員協会発行のテキスト (介護支援専門員研修テキスト)	19	41.3%
③都道府県独自のテキスト	7	15.2%
④その他のテキスト	3	6.5%
⑤テキストは使用していない	3	6.5%
合計	46	

図表 10 主任研修:使用しているテキスト

	n	%
①中央法規出版発行のテキスト (介護支援専門員現任研修テキスト)	14	30.4%
②一般社団法人日本介護支援専門員協会発行のテキスト (介護支援専門員研修テキスト)	19	41.3%
③都道府県独自のテキスト	7	15.2%
④その他のテキスト	4	8.7%
⑤テキストは使用していない	5	10.9%
合計	46	

図表 11 主任更新研修:使用しているテキスト

	n	%
①中央法規出版発行のテキスト (介護支援専門員現任研修テキスト)	17	37.0%
②一般社団法人日本介護支援専門員協会発行のテキスト (介護支援専門員研修テキスト)	21	45.7%
③都道府県独自のテキスト	7	15.2%
④その他のテキスト	3	6.5%
⑤テキストは使用していない	1	2.2%
合計	46	

(5)「講義部分」の実施方法

問 本研修課程の「講義部分」の令和6年度の実施方法(予定を含む)としてあてはまるものを全て選択してください。複数の研修方式を併用している場合(例:「オンライン形式(Zoom等を用いたライブ配信)」と「対面・集合形式」を併用)は、両方の選択肢を選択してください。

「①オンライン形式(国の動画教材を用いたオンデマンド配信)」、すなわち国の動画教材の利用件数は、実務 21 件、専門Ⅰ 17 件、専門Ⅱ 18 件、主任 11 件、主任更新 14 件であった。

対面・集合形式を用いている都道府県も 2～3割程度存在するが、対面・集合形式とオンライン形式の併用が大多数を占めた。対面・集合形式のみで実施しているのは、1 件のみであった。

※各都道府県の実施方法の詳細は後述。

図表 12 「講義部分」の実施方法

	実務研修		専門Ⅰ		専門Ⅱ		主任		主任更新	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
①オンライン形式 (国の動画教材を用いたオンデマンド配信※)	21	45.7%	17	37.0%	18	39.1%	11	23.9%	14	30.4%
②オンライン形式 (都道府県独自の動画教材を用いたオンデマンド配信)	17	37.0%	14	30.4%	14	30.4%	13	28.3%	15	32.6%
③オンライン形式 (日本介護支援専門員協会の動画教材を用いたオンデマンド配信)	教材なし		6	13.0%	5	10.9%	5	10.9%	6	13.0%
④オンライン形式 (Zoom等を用いたライブ/リアルタイム配信)	19	41.3%	18	39.1%	19	41.3%	19	41.3%	17	37.0%
⑤オンライン形式 (その他の方法)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑥対面・集合形式	14	30.4%	11	23.9%	12	26.1%	15	32.6%	15	32.6%
⑦その他	3	6.5%	3	6.5%	3	6.5%	2	4.3%	2	4.3%
合計	46		46		46		46		46	

(6)「演習部分」の実施方法

問 本研修課程の「演習部分」の令和6年度の実施方法(予定を含む)としてあてはまるものを全て選択してください。複数の研修方式を併用している場合は両方の選択肢を選択してください。

演習部分については、オンラインとの併用を含めて、過半数の都道府県が「対面・集合形式」を用いているとの回答であった。※各都道府県の実施方法の詳細は後述。

図表 13 「演習部分」の実施方法

	実務研修		専門Ⅰ		専門Ⅱ		主任		主任更新	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
①オンライン形式(Zoom等を用いたライブ配信)	32	69.6%	33	71.7%	33	71.7%	29	63.0%	32	69.6%
②オンライン形式(その他の方法)	2	4.3%	2	4.3%	0	0.0%	1	2.2%	1	2.2%
③対面・集合形式	30	65.2%	27	58.7%	25	54.3%	28	60.9%	25	54.3%
④その他	3	6.5%	3	6.5%	2	4.3%	1	2.2%	1	2.2%
合計	46		46		46		46		46	

【参考：各都道府県の課程別の研修の実施方法】

「1」該当する実施方式を採用、「0」未採用。例えば、北海道では、講義は国の動画教材のオンデマンド配信、演習は Zoom ライブ配信と対面・集合形式を併用して実施。

図表 14 「実務研修」の実施方法

都道府県番号	都道府県名	実務研修：講義部分						実務研修：演習部分			
		オンライン形式				対面・集合形式	その他	オンライン形式		対面・集合形式	その他
		国の動画教材を用いたオンデマンド配信	都道府県独自の動画教材を用いたオンデマンド配信	Zoom等を用いたライブ/リアルタイム配信	その他の方法			Zoom等を用いたライブ配信	その他の方法		
1	北海道	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
2	青森県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
3	岩手県	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
4	宮城県	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
5	秋田県	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
6	山形県	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
7	福島県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
8	茨城県	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0
9	栃木県	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0
10	群馬県	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
11	埼玉県	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0
12	千葉県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
13	東京都	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0
14	神奈川県	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
15	新潟県	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1
16	富山県	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
17	石川県	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
18	福井県	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
19	山梨県	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
20	長野県	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
21	岐阜県	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
22	静岡県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
23	愛知県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
24	三重県	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
25	滋賀県	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0
26	京都府	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
27	大阪府	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0
28	兵庫県	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0
29	奈良県	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
30	和歌山県	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
31	鳥取県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
32	島根県	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0
33	岡山県	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
34	広島県	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0
35	山口県	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
36	徳島県	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
37	香川県	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
38	愛媛県	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1
39	高知県	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
40	福岡県	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答
41	佐賀県	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
42	長崎県	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
43	熊本県	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0
44	大分県	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
45	宮崎県	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0
46	鹿児島県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
47	沖縄県	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0

図表 15 「専門Ⅰ研修」の実施方法

都道府県番号	都道府県名	専門Ⅰ：講義部分							専門Ⅰ：演習部分			
		オンライン形式					対面・集合形式	その他	オンライン形式		対面・集合形式	その他
		国の動画教材を用いたオンデマンド配信	都道府県独自の動画教材を用いたオンデマンド配信	日本協会の動画教材を用いたオンデマンド配信	Zoom等を用いたライブ/リアルタイム配信	その他の方法			Zoom等を用いたライブ配信	その他の方法		
1	北海道	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
2	青森県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
3	岩手県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
4	宮城県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
5	秋田県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
6	山形県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
7	福島県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
8	茨城県	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
9	栃木県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
10	群馬県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
11	埼玉県	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
12	千葉県	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	1
13	東京都	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
14	神奈川県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0
15	新潟県	0	1	0	1	0	0	1	1	1	0	1
16	富山県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
17	石川県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
18	福井県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
19	山梨県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
20	長野県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
21	岐阜県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
22	静岡県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
23	愛知県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
24	三重県	0	0	0	1	0	0	0	無回答	無回答	無回答	無回答
25	滋賀県	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0
26	京都府	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
27	大阪府	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0
28	兵庫県	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
29	奈良県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
30	和歌山県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
31	鳥取県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
32	島根県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
33	岡山県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
34	広島県	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
35	山口県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
36	徳島県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
37	香川県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
38	愛媛県	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0
39	高知県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
40	福岡県	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答
41	佐賀県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
42	長崎県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
43	熊本県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
44	大分県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
45	宮崎県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
46	鹿児島県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
47	沖縄県	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0

図表 16 「専門Ⅱ研修」の実施方法

都道府県番号	都道府県名	専門Ⅱ：講義部分							専門Ⅱ：演習部分			
		オンライン形式					対面・集合形式	その他	オンライン形式		対面・集合形式	その他
		国の動画教材を用いたオンデマンド配信	都道府県独自の動画教材を用いたオンデマンド配信	日本協会の動画教材を用いたオンデマンド配信	Zoom等を用いたライブ/リアルタイム配信	その他の方法			Zoom等を用いたライブ配信	その他の方法		
1	北海道	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
2	青森県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
3	岩手県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
4	宮城県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
5	秋田県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
6	山形県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
7	福島県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
8	茨城県	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
9	栃木県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
10	群馬県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
11	埼玉県	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
12	千葉県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0
13	東京都	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
14	神奈川県	1	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0
15	新潟県	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1
16	富山県	1	0	0	0	0	0	0	無回答	無回答	無回答	無回答
17	石川県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
18	福井県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
19	山梨県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
20	長野県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
21	岐阜県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
22	静岡県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
23	愛知県	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
24	三重県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
25	滋賀県	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0
26	京都府	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
27	大阪府	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0
28	兵庫県	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
29	奈良県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
31	鳥取県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
32	島根県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
33	岡山県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
34	広島県	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
35	山口県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
36	徳島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
37	香川県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
38	愛媛県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
39	高知県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
40	福岡県	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答
41	佐賀県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
42	長崎県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
43	熊本県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
44	大分県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
45	宮崎県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
46	鹿児島県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
47	沖縄県	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0

図表 17 「主任研修」の実施方法

都道府県番号	都道府県名	主任：講義部分							主任：演習部分			
		オンライン形式					対面・集合形式	その他	オンライン形式		対面・集合形式	その他
		国の動画教材を用いたオンデマンド配信	都道府県独自の動画教材を用いたオンデマンド配信	日本協会の動画教材を用いたオンデマンド配信	Zoom等を用いたライブ/リアルタイム配信	その他の方法			Zoom等を用いたライブ配信	その他の方法		
1	北海道	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
2	青森県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
3	岩手県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
4	宮城県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
5	秋田県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
6	山形県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
7	福島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
8	茨城県	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
9	栃木県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
10	群馬県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
11	埼玉県	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
12	千葉県	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0
13	東京都	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
14	神奈川県	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0
15	新潟県	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1
16	富山県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
17	石川県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
18	福井県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
19	山梨県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
20	長野県	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	0	0	1	0
21	岐阜県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
22	静岡県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
23	愛知県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
24	三重県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
25	滋賀県	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0
26	京都府	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
27	大阪府	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0
28	兵庫県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0
29	奈良県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
30	和歌山県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
31	鳥取県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
32	島根県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
33	岡山県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
34	広島県	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
35	山口県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
36	徳島県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
37	香川県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
38	愛媛県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
39	高知県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
40	福岡県	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答
41	佐賀県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
42	長崎県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
43	熊本県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
44	大分県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
45	宮崎県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
46	鹿児島県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
47	沖縄県	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0

図表 18 「主任更新研修」の実施方法

都道府県番号	都道府県名	主任更新：講義部分							主任更新：演習部分			
		オンライン形式					対面・集合形式	その他	オンライン形式		対面・集合形式	その他
		国の動画教材を用いたオンデマンド配信	都道府県独自の動画教材を用いたオンデマンド配信	日本協会の動画教材を用いたオンデマンド配信	Zoom等を用いたライブ/リアルタイム配信	その他の方法			Zoom等を用いたライブ配信	その他の方法		
1	北海道	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
2	青森県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
3	岩手県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
4	宮城県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
5	秋田県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
6	山形県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
7	福島県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
8	茨城県	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
9	栃木県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
10	群馬県	1	0	0	0	0	0	0	無回答	無回答	無回答	無回答
11	埼玉県	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
12	千葉県	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0
13	東京都	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
14	神奈川県	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0
15	新潟県	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	1
16	富山県	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0
17	石川県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
18	福井県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
19	山梨県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
20	長野県	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	0	0	1	0
21	岐阜県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
22	静岡県	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
23	愛知県	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
24	三重県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
25	滋賀県	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0
26	京都府	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
27	大阪府	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0
28	兵庫県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0
29	奈良県	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
30	和歌山県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
31	鳥取県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
32	島根県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
33	岡山県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
34	広島県	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
35	山口県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
36	徳島県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
37	香川県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
38	愛媛県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
39	高知県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
40	福岡県	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答
41	佐賀県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
42	長崎県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
43	熊本県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
44	大分県	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
45	宮崎県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
46	鹿児島県	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
47	沖縄県	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0

(7)「講義部分」の実施方法の理由

問 「講義部分」を現在の方法で実施している理由をご記入ください。(自由記述)

オンライン形式については、受講者負担の軽減、効率的・効果的な学習の実現を理由とする回答が多くあげられた。併用形式については、インターネット環境が整っていない受講者への対応等が理由とする回答がみられた。

<オンライン形式で実施している理由(抜粋)>

- オンデマンド配信の方が自分のペースで受講でき、受講者負担が軽減されたと考えたから。
- 研修会場への移動に係る受講者の負担軽減のためオンライン形式としている。
- 受講者の負担軽減のため。感染症等が発生した場合でも研修を継続できる体制を整えるため。
- (国のオンライン教材について、)法定研修において、必要十分の内容かつ無償提供いただいているため、費用対効果が高いと考えられるため。
- 県・研修実施機関・研修講師における協議の結果、受講生の移動負担の軽減や受講料負担の増加防止、感染症予防の観点から、オンライン形式で研修を実施した。あわせて研修の質の確保や受講確認の観点も考慮し、Zoom を用いたリアルタイム配信としている。
- オンデマンド配信の方が自分のペースで受講でき、受講者負担が軽減されるとともに、苦手科目を繰り返し学習できるなど、効果的な学習が可能になると考えたため。

<オンライン形式と対面・集合形式を併用している理由(抜粋)>

- 受講者の負担軽減をするためオンラインを原則とするが、インターネット環境が整っていない者も一定数存在するため対面環境も準備している。
- オンデマンド配信を行うためのシステムの導入には、コスト面や法令順守のためのガイドラインや規約の作成、謝金基準の整備、講師への許諾、補償、資料や音楽・動画の取扱い、受講者に著作権についての注意喚起、来館者実績、参加費収入の確保など多くの課題があり、活用には至っていない。そのため、リアルタイム配信と対面併用で実施。

<対面・集合形式で実施している理由(抜粋)>

- 一部の研修でオンライン実施を試行中であり、オンライン実施の体制が整っていないため。

(8)「演習部分」の実施方法の理由

問 「演習部分」を現在の方法で実施している理由をご記入ください。(自由記述)

「講義部分」と比較して「演習部分」については研修の質の担保の観点から、対面・集合形式を採用しているとの意見が多くみられた。

<オンライン形式で実施している理由(抜粋)>

- オンライン形式の方が研修会場へ向かう負担が軽減されたと考えたから。
- 会場に来ることが難しい方もいることが想定されるため。今後ケアマネの業務に慣れてもらうためにもパソコンを使った研修は効果的であると考え。

<オンライン形式と対面・集合形式を併用している理由(抜粋)>

- 基本はオンライン形式だが、一部オンライン対応していない受講者のみ対面で行っている。
- オンライン形式のみでは環境や技術不足のため、受講できない受講者がいることから対面・集合形式の実施もしている。
- 受講生の移動等の負担を軽減するため、極力オンライン形式での実施としているが、講師間で協議のうえ、集合が必要と判断した科目は集合形式で開催している。

<対面・集合形式で実施している理由(抜粋)>

- 実務研修は合格後初めての研修であり、対面でのコミュニケーションをとることが望ましいと考えられるから。
- 質の担保のためには、対面・集合形式での実施が必須との結論に至ったから。(神奈川県)
- グループワーク中心で進め、かつ限られた時間を有効活用するため、対面・集合形式で行っている。Zoom形式の研修だと、研修の進行よりもZoomで研修を行うこと自体が目的になりがちのため、Zoomで行う予定はない。
- 実践を経験していない受講者にとって、自分の考えを伝え、介護支援専門員にとって必要なコミュニケーション能力や協調性を学ぶためには、対面での演習が不可欠であると考えため。

(9) 「講義部分」の効果的な研修とするための工夫

問 「講義部分」を実施するにあたり、効果的な研修とするための工夫がありましたらご記入ください。(自由記述)

「講義部分」を効果的な研修とするための工夫としては、オンライン形式で実施する際の工夫、教材、教授法に関する工夫等があげられた。

<オンライン形式で実施する際の工夫(抜粋)>

- 講義の視聴だけでなく、「個人ワーク」として課題を実施してもらい、理論と実践を結びつけるよう工夫している。
- 研修の受講はカメラ機能をオンにすることとしており、受講生が途中退席などしていないか実施機関の職員が確認を行っている。
- 受講生にとって解釈が難しいと指導者が判断した場合(科目)は、ライブの双方向 Web 研修時において、要点を再度簡潔に説明(フォロー)する場合がある。
- 疾患別の研修などにおいて、講義と演習をリアルタイム配信で同日に実施することで、連続性

のあるものとしている。

- 同じ科目で講義と演習をできるだけ切り離さないように日程調整を行った。視聴の失念がないように事前にメールで視聴を促す。
- 期間を細かく区切り、その期間で視聴する動画のみを視聴可能とすることで受講者が戸惑はないようにする。

<教材に関する工夫(抜粋)>

- 県独自の取り組みなどについてオリジナル動画を作成した。

<教授法に関する工夫(抜粋)>

- 講義と個人ワーク(課題作成)を交互に数回実施し、講義の理解促進や知識定着を図った。
- 講義部分はオンデマンド配信としているが、実践報告や事例、ミニワーク(解説付き)を取り入れるなど、より具体的な理解につながるよう工夫している。
- 講師の一方的な説明に終始しないよう、事例を用い、短い個人ワークを差しはさむなどして参加型の学習になるよう工夫している。
- 一部科目では、個人ワークなどの演習・発表、数名によるロールプレイを取り入れるなど演習方法を工夫。

<PDCA サイクルに関する工夫(抜粋)>

- 集合研修時に振り返りの時間を作り、講師より重要な部分を再度伝えていただいている。また、自己評価シート(大阪府で独自に作成したもの)で受講前後の自己評価及びコメントを記入し、研修講師で構成する作業部会にて報告し、内容によっては次回の研修で受講者にとってより効果的な内容となるよう検討の機会を設けている。

(10)「演習部分」の効果的な研修とするための工夫

問「演習部分」を実施するにあたり、効果的な研修とするための工夫がありましたらご記入ください。(自由記述)
--

「演習部分」を効果的な研修とするための工夫としては、オンライン形式で実施する際の工夫、教材、教授法に関する工夫等があげられた。

<オンライン形式で実施する際の工夫(抜粋)>

- ファシリテーターの設置やチャット機能を通してオンライン研修に慣れていない方への補助を行っている。
- 研修以外の時間で Zoom の操作方法についての説明を任意参加で行っている
- オンライン形式での実施の場合は、講師間での協議のうえ必要と判断した科目は、各グループ

にファシリテーターを配置し、円滑に演習が実施できるよう調整している。

<教材に関する工夫(抜粋)>

- 演習科目毎に使用する演習シートを指導者間で協議し、作成。(必要に応じ見直し)

<教授法に関する工夫(抜粋)>

- グループワークのグループ分けの際に基礎資格や勤務先種別をできるだけ分散し、多職種の意見が反映できるようにしている。
- グループ編成において、多様な年齢構成にするとともに、勤務先が居宅、施設の方それぞれを含むようにしている。
- グループ人数を5人以下とし、個人ワークで自分の考えをまとめ、グループワークで意見を出し、合意形成をし、発表するようにしている。ファシリテーターを配置し適時巡回し、対応できるようにしている。講師やファシリテーター同志との情報交換もできるように別部屋を設け、進捗状況がわかるように行い、演習内容に反映している。

<PDCA サイクルに関する工夫(抜粋)>

- 研修記録レポートや実習報告書、受講者アンケートなどにより、さらに質の高い・効果的な研修となるよう次年度に活かしている。

(11) 修了評価の実施方法

問 本研修課程の受講者の修了評価の方法(予定を含む)についてご回答ください。評価を行っていない場合は「修了評価は行っていない」を選択してください。

修了評価について、「研修記録シート」の利用率はいずれの研修課程も7割強であった。次いで、「択一テスト」の利用率が高く、3～4割程度の実施率であった。

図表 19 修了評価の実施方法

	実務研修		専門Ⅰ		専門Ⅱ		主任		主任更新	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
①研修記録シート	35	76.1%	35	76.1%	35	76.1%	34	73.9%	34	73.9%
②択一テスト	18	39.1%	15	32.6%	14	30.4%	15	32.6%	16	34.8%
③記述式テスト	1	2.2%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
④レポート	7	15.2%	6	13.0%	5	10.9%	14	30.4%	12	26.1%
⑤受講者間の相互評価	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%
⑥実技	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑦講師・ファシリテーター等による評価	10	21.7%	7	15.2%	7	15.2%	7	15.2%	6	13.0%
⑧修了評価は行っていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.3%	1	2.2%
⑨その他	11	23.9%	11	23.9%	10	21.7%	9	19.6%	9	19.6%
合計	46		46		46		46		46	

<その他(抜粋)>

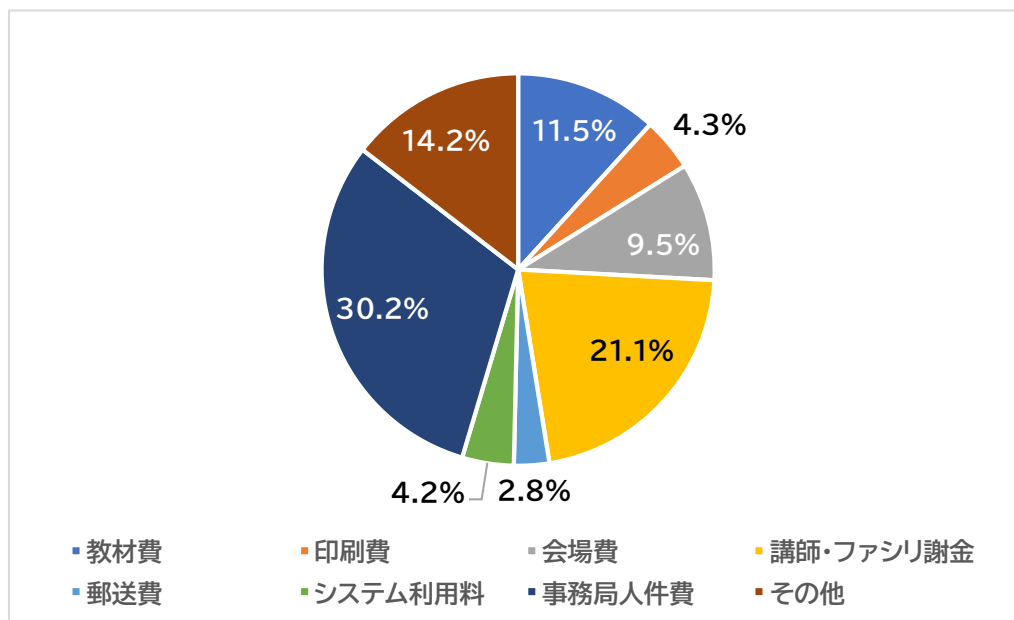
- 都道府県独自の修了評価を実施している(国の実施要項に定められている「修得目標」をベースにした自己評価)。
- 自宅学習や研修時に作成した成果物等の提出による評価。
- オンデマンド配信で演習を伴う科目については、演習シートの提出を求めている。
- 演習中の受講生が、自身の意見や他者の良い意見を取りまとめ、今後に活かせるよう図るための「演習シート」を作成・提出させている。

(12) 研修実施に伴う経費の状況

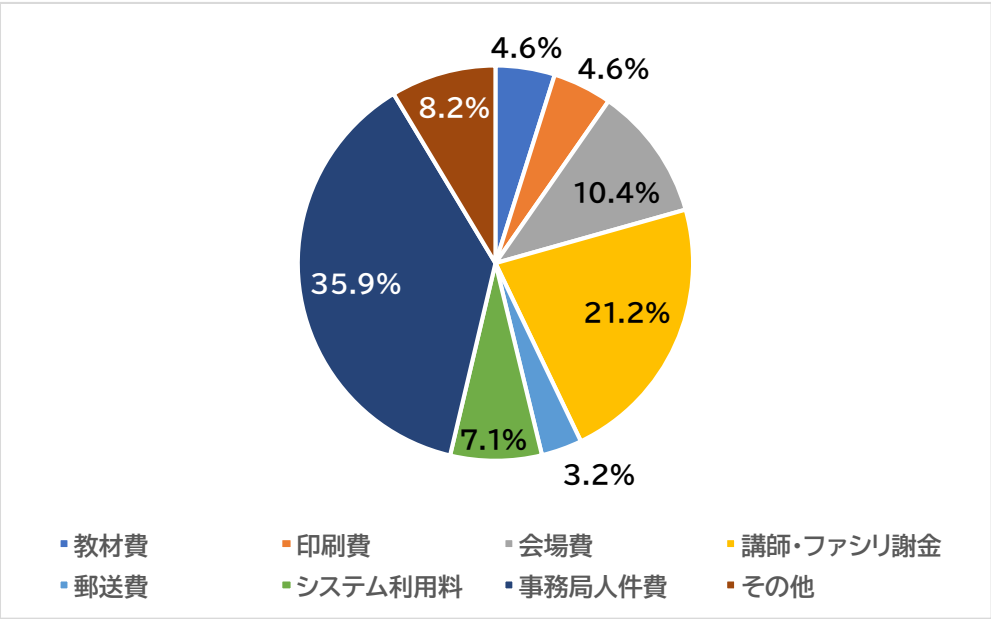
問 本研修課程の研修の実施に伴い生じている費用総額と内訳を経費項目ごとにご記入ください。※回答可能な範囲で結構です。(数値記入)(単位:万円)※令和6年度に本研修課程を既に実施済みの場合は今年度の実績を、未実施の場合は見込みをそれぞれご記入ください。

本調査に回収があった46都道府県の研修の実施に伴い生じている費用総額に占める各経費項目の平均値は以下の通り。実務研修については、事務局人件費が30.2%で最も割合が大きく、次いで、講師・ファシリテーター謝金が21.1%であった。主任研修、主任更新研修でも事務局人件費、講師・ファシリテーター謝金の順に割合が大きい傾向は同様であった。

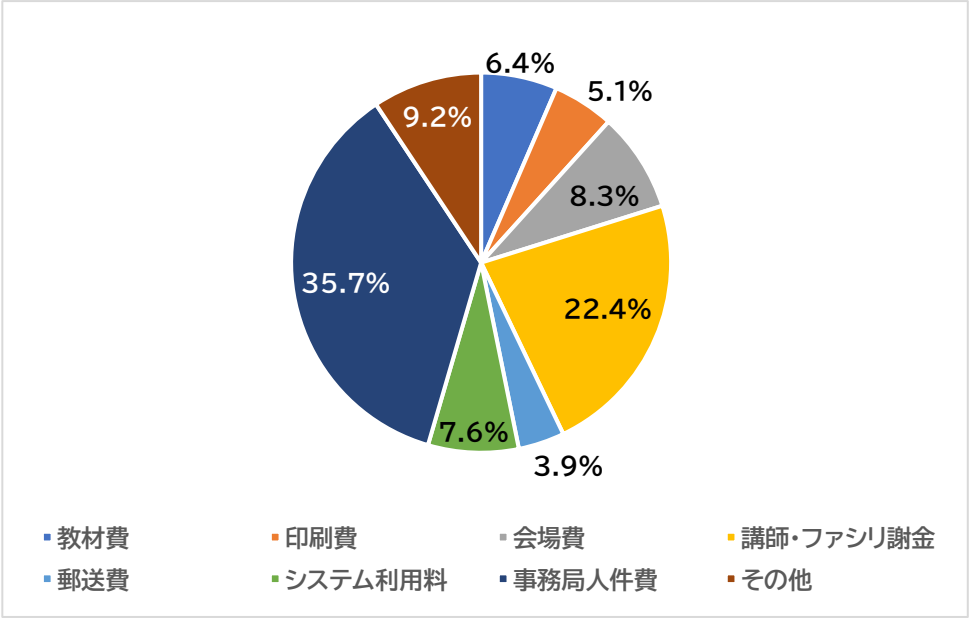
図表 20 実務研修:研修実施に伴う経費の内訳比(全体合計)



図表 21 主任研修:研修実施に伴う経費の内訳比(全体合計)



図表 22 主任更新研修:研修実施に伴う経費の内訳比(全体合計)



(13) 法定研修の受講者負担及び基金の活用状況(令和 5 年度実績)

令和 5 年度の法定研修の受講者負担及び地域医療総合確保基金の活用状況は以下の通り。

図表 23 令和 5 年度介護支援専門員の法定研修受講者負担

令和5年度介護支援専門員の法定研修受講者負担										資料 5
※地域医療介護総合確保基金を活用している場合は 赤字としている。										
都道府県名	実務研修	専門研修 (Ⅰ)	専門研修 (Ⅱ)	再研修	更新研修 (未経験者)	更新研修 (経験者(初回))	更新研修 (経験者(2回目以降))	主任介護支援 専門員研修	主任介護支援 専門員更新研修	
北海道	74,750円	31,000円	23,000円	51,950円	51,950円	54,000円	23,000円	57,000円	43,000円	
青森県	41,500円	25,700円	20,200円	37,200円	36,200円	45,900円	20,200円	47,000円	46,000円	
岩手県	52,600円	26,980円	26,080円	43,700円	43,700円	53,060円	26,080円	38,300円	25,080円	
宮城県	46,800円	32,500円	22,400円	31,500円	31,500円	54,900円	22,400円	42,000円	33,000円	
秋田県	57,140円	20,280円	20,500円	31,800円	31,800円	40,780円	20,500円	34,400円	34,400円	
山形県	80,280円	30,280円	19,180円	46,780円	46,780円	49,460円	19,180円	41,400円	28,680円	
福島県	56,780円	33,280円	23,180円	39,800円	39,800円	56,460円	23,180円	50,400円	36,180円	
茨城県	61,500円	39,200円	27,000円	43,800円	43,800円	66,200円	27,000円	54,450円	35,200円	
栃木県	54,000円	42,000円	27,000円	34,000円	33,000円	69,000円	27,000円	52,000円	35,000円	
群馬県	58,780円	38,280円	26,400円	43,780円	43,780円	64,680円	26,400円	51,400円	41,180円	
埼玉県	60,000円	48,280円	36,180円	42,000円	42,000円	84,460円	36,180円	49,000円	46,000円	
千葉県	77,800円	43,280円	32,400円	50,800円	50,800円	75,680円	32,400円	57,400円	47,400円	
東京都	56,936円	34,500円	23,800円	28,500円	28,500円	58,300円	23,800円	52,600円	38,000円	
神奈川県	60,390円	43,200円	32,200円	42,700円	42,700円	75,400円	— (※3)	50,900円	40,700円	
新潟県	59,000円	44,000円	27,000円	42,000円	42,000円	71,000円	27,000円	48,000円	40,000円	
富山県	(※5) 40,000円	(※5) 27,000円	(※5) 19,000円	(※5) 25,000円	(※5) 25,000円	— (※3)	— (※3)	(※5) 44,000円	(※5) 28,000円	
石川県	52,800円	28,280円	16,180円	38,780円	38,780円	44,460円	16,180円	47,000円	40,180円	
福井県	57,780円	38,280円	29,400円	40,780円	40,780円	67,680円	29,400円	55,000円	39,000円	
山梨県	53,000円	35,000円	20,000円	38,000円	38,000円	— (※3)	— (※3)	54,000円	45,000円	
長野県	59,400円	34,060円	18,340円	41,600円	41,600円	52,400円	18,340円	47,200円	56,400円	
岐阜県	68,300円	34,200円	24,400円	38,700円	38,700円	58,600円	24,400円	60,900円	43,000円	
静岡県	65,380円	36,280円	30,100円	47,800円	47,800円	66,200円	30,100円	(※5) 50,000円	(※5) 40,000円	
愛知県	68,400円	43,480円	32,780円	45,400円	45,400円	76,260円	32,780円	67,000円	60,500円	
三重県	62,780円	40,880円	28,700円	44,780円	44,780円	69,580円	28,700円	34,800円	24,400円	
滋賀県	54,460円	32,160円	19,540円	37,180円	37,180円	51,700円	19,540円	38,000円	26,480円	
京都府	66,950円	— (※3)	— (※3)	43,880円	43,880円	70,670円	28,160円	49,480円	44,990円	
大阪府	74,750円	42,950円	— (※3)	47,070円	47,070円	73,750円	30,800円	60,000円	36,500円	
兵庫県	66,440円	40,500円	21,400円	32,640円	32,640円	61,900円	21,400円	57,000円	39,500円	
奈良県	59,000円	37,000円	24,000円	40,000円	40,000円	61,000円	24,000円	(※4) 51,400円 (45,400円)	(※4) 44,400円 (40,400円)	
和歌山県	67,000円	42,000円	30,000円	46,000円	46,000円	72,000円	30,000円	67,500円	46,000円	
鳥取県	52,780円	37,280円	— (※3)	36,780円	36,780円	59,680円	22,400円	40,000円	30,400円	
島根県	22,780円	15,280円	12,400円	16,800円	16,800円	27,680円	12,400円	24,400円	22,400円	
岡山県	44,200円	25,400円	16,000円	30,700円	30,700円	41,400円	16,000円	39,250円	26,950円	
広島県	71,800円	39,280円	28,400円	44,800円	44,800円	67,680円	28,400円	62,000円	42,000円	
山口県	62,700円	35,280円	26,400円	35,500円	35,500円	61,680円	26,400円	50,000円	40,000円	
徳島県	54,780円	33,280円	20,400円	37,780円	37,780円	53,600円	20,400円	39,400円	27,400円	
香川県	63,800円	32,000円	28,000円	61,800円	61,800円	60,000円	28,000円	40,000円	42,000円	
愛媛県	66,800円	43,000円	25,000円	53,800円	53,800円	68,000円	25,000円	52,000円	46,000円	
高知県	57,800円	29,000円	23,000円	38,800円	38,800円	52,000円	23,000円	42,000円	33,000円	
福岡県	58,000円	38,000円	28,000円	38,000円	38,000円	66,000円	— (※3)	30,000円	40,000円	
佐賀県	50,000円	30,000円	30,000円	50,000円	50,000円	60,000円	30,000円	40,000円	30,000円	
長崎県	59,000円	35,280円	27,400円	36,000円	36,000円	62,680円	27,400円	46,400円	39,400円	
熊本県	67,800円	25,000円	22,000円	35,000円	35,000円	47,000円	22,000円	38,000円	32,000円	
大分県	50,000円	35,000円	23,000円	38,000円	38,000円	58,000円	23,000円	44,400円	36,400円	
宮崎県	56,780円	29,280円	24,400円	42,780円	42,780円	53,680円	24,400円	40,400円	34,400円	
鹿児島県	62,780円	33,280円	25,400円	44,800円	44,800円	— (※3)	— (※3)	42,400円	35,400円	
沖縄県	38,800円	27,280円	24,400円	38,800円	38,800円	— (※3)	— (※3)	40,400円	28,400円	
平均	58,623円	34,516円	24,649円	40,401円	40,359円	60,108円	24,803円	47,208円	37,732円	

※1: 自治体内で複数の研修実施事業者が実施している場合は、その平均値としている。 ※2: 小数点以下は四捨五入。
 ※3: 専門研修(Ⅰ)(Ⅱ)に振り替えて実施している等の理由により未実施。 ※4: 括弧内はオンラインの場合の金額。
 ※5: 指定のテキストを受講者各自で用意するため、教材費を含んでいない。

【出典】厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調

出典: 令和6年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001435345.pdf>

※本事業で実施した調査データを基に厚生労働省が取りまとめを実施

(14) 新カリキュラム対応における課題

問 令和6年4月以降、本研修課程について、新カリキュラムに対応した研修を実施するにあたって感じている課題や難しさ、国への要望等があれば、ご自由にご記載ください。(自由記述)

新カリキュラム対応における課題としては、時間数に関する事項と適切なケアマネジメント手法に関する事項が多くあげられた。また、一部研修の一元化に期待する意見も見られた。

<時間数に関する事項(抜粋)>

- 演習時間が大幅に減ったことにより、受講生の満足度が十分であるとは思えない。講義演習一体の研修体制を維持するのが、オンデマンドとズーム演習では難しさが残る。
- 演習科目が増加したことで、科目あたりの時間数が減少した科目が多く、演習の時間数が十

分に確保できないため、受講生の理解が十分に深まらない可能性がある。

- 指導事例の活用方法について課題があった。他者の事例から学ぶための時間の確保が難しい。
- 講義時間が長く、演習時間を短くしなければならないため、受講生に毎回宿題を課さざるを得ない状況が生じている。
- 国が規定する時間に沿って研修を実施するにあたり、国の動画教材視聴時間を差し引いた時間の演習を行っているが、受講者が理解を深めるためには演習時間が足りないと感じている。規定時間を超えた研修を実施することは負担増につながるため、時間配分が困難である。

<適切なケアマネジメント手法に関する事項(抜粋)>

- 適切なケアマネジメント手法が導入されたが、当該手法を用いて指導できる人材の確保が課題。また、法定研修の演習内にどのように組み込んでいけばよいか手探りでやっている。指導者養成研修や適ケアの法定研修への導入方法等の研修会の開催を希望する。
- 適切なケアマネジメント手法の学習機会が地域により大きく異なっていることが課題としてあげられます。
- 疾患別の演習で使用する事例について、疾患の種類によっては講師や受講生の事例が少なく、適切な生きた事例を集めることが難しいケースがある。
- 「適切なケアマネジメント手法」に関して、カリキュラム改正により各科目の時間数が削減されるなか、科目ごとの時間数のうち「適切なケアマネジメント手法」を扱う時間配分および内容について課題と感じている。

<一部研修の一元化に関する事項(抜粋)>

- 各実施団体が研修のプログラムを検討することについて、各講師及び担当者の相当な負担を強いられているのが現状です。国には、ガイド時間内で新カリキュラムの内容に沿った研修プログラムのベースを作成していただき、研修スライドや学習ツール等、全国で統一されたものを配布していただければ、実施側の負担も軽減され、受講者も全国の学習内容や受講料のバラつきを感じることなく学習に励むことが出来ると思います。

3. 法定研修受講者を対象とした実態調査の実施

受講者視点での法定研修に対する認識や課題等を確認することを目的として、法定研修受講者を対象としたアンケート調査を実施した。本章では、その概要を示す。

3.1. アンケート調査の概要

調査の概要は以下のとおり。

調査対象	3 都道府県/実施機関の法定研修受講者
調査方法	3 都道府県/実施機関と連携し、令和 6 年度の法定研修受講者に対して Web 調査回答用画面へのアクセス用 URL を記載した依頼状を配布し、回答依頼。 <pre> graph TD A[日本総研 (調査事務局)] -- "メールにて配布 ・依頼状 ・調査回答用URL ※紙調査を希望の場合は、 調査票を印刷・郵送" --> B[研修実施機関] B -- "メール又は 紙にて配布" --> C[令和6年度の 法定研修受講者] D[研修実施時期の都合から 主任研修、主任更新研修の 受講者が中心] -.-> C </pre>
調査期間	令和 7 年 1 月 29 日～2 月 10 日
回収件数	245 件
主な調査設問	・直近で受講した法定研修 ・現在の勤務先/現任の有無 ・法定研修の位置づけに対する認識 ・分割受講の仕組みに対する認識 ・法定研修に対する総合的な有効性の評価 ・法定研修の経済的・時間的な負担 ・今後、研修に盛り込むべきこと ・法定研修に対する意見・要望

3.2. アンケート調査の主な結果

(1) 直近で受講した法定研修の課程

問 あなたが直近で受講した(又は受講している)法定研修の研修課程としてあてはまるものを1つ選択してください。(単一回答)

直近で受講した研修課程について、全体では主任更新研修が56.3%で最も割合が高く、次いで主任研修が35.9%であった。

図表 24 直近で受講した法定研修の課程

	合計(全体)	A県	B県	C県
n=	245	158	32	55
実務研修	0.8%	0.0%	0.0%	3.6%
専門研修Ⅰ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
専門研修Ⅱ	5.7%	3.8%	9.4%	9.1%
主任介護支援専門員研修	35.9%	32.3%	90.6%	14.5%
主任介護支援専門員更新研修	56.3%	63.9%	0.0%	67.3%
その他	1.2%	0.0%	0.0%	5.5%

(2) 直近で受講した法定研修の受講方法

問 あなたが直近で受講した法定研修の受講方法としてあてはまるものを1つ選択してください。(単一回答)

受講方法は、全体では、オンライン形式が56.3%、対面・集合形式が20.8%であった。

図表 25 直近で受講した法定研修の受講方法

	合計(全体)	A県	B県	C県
n=	245	158	32	55
オンライン形式	56.3%	65.8%	96.9%	5.5%
対面・集合形式	20.8%	18.4%	3.1%	38.2%
オンライン形式と対面・集合形式の併用	22.4%	15.8%	0.0%	54.5%
その他	0.4%	0.0%	0.0%	1.8%

(3) 現在の勤務先/現任の有無

問 あなたの介護支援専門員(主任を含む)としての現在の勤務先としてあてはまるものを1つ選択してください。複数の勤務先を兼務している場合は、平均的な勤務時間が最も長いものを選択してください。(単一回答)

勤務先は、全体では、居宅介護支援事業所が79.2%、地域包括支援センターが12.2%であった。

図表 26 現在の勤務先/現任の有無

	合計(全体) n=	A県	B県	C県
居宅介護支援事業所	79.2%	77.8%	84.4%	80.0%
地域包括支援センター	12.2%	14.6%	9.4%	7.3%
小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1.6%	1.9%	0.0%	1.8%
認知症対応型共同生活介護事業所	1.2%	0.6%	0.0%	3.6%
特定施設入居者生活介護事業所	0.8%	1.3%	0.0%	0.0%
上記以外の介護事業所・施設	2.0%	1.9%	6.3%	0.0%
その他	0.4%	0.0%	0.0%	1.8%
介護支援専門員としての業務に従事していない	2.4%	1.9%	0.0%	5.5%

(4) 法定研修の位置づけに対する認識

問 あなたは法定研修をどのような場だと考えていますか。最も近いものを1つ選択してください。(単一回答)

法定研修の位置づけについて、全体では「専門職としての更なる資質の向上をはかる場」が31.4%で最も割合が大きく、次いで、「決まりだから仕方なく受講する場」が24.9%であった。

図表 27 法定研修の位置づけに対する認識

	合計(全体) n=	A県	B県	C県
最新の制度動向を学ぶ場	15.5%	18.4%	6.3%	12.7%
介護支援専門員に求められる知識・技術のうち、最低限必要なものの確認を行う場	23.3%	19.6%	28.1%	30.9%
受講者同士の交流・ネットワークづくりを行う場	2.9%	3.8%	0.0%	1.8%
決まりだから仕方なく受講する場	24.9%	19.0%	43.8%	30.9%
専門職として更なる資質の向上をはかる場	31.4%	38.0%	18.8%	20.0%
その他	2.0%	1.3%	3.1%	3.6%

(5) 分割受講の仕組みに対する認識:導入によるメリット・デメリット

問 現在、法定研修は受講対象年度のうち都道府県が定めた期間に全ての研修科目の受講を完了することが修了の要件とされています。将来的に、研修科目を分割して一定の期間にわたって受講することを認める仕組みを法定研修に導入することのメリット(良い点)とデメリット(悪い点)についてあなたの考えをご自由にご記入ください。(自由記述)

<主な回答>

(メリット(良い点))

- 業務の都合に合わせて自身のタイミングで受講ができるのは良い。
- 家庭の用事や仕事の都合を配慮しながら受講ができる。
- 今だと何があってもその期間は受講しないといけないので、分割受講の仕組みが導入されると、自分の都合で受講できるのでいいと思います。
- 自分のペースで計画的に受講ができるのではないかと思います。現在は受講日に緊急を要する用事が入っても1度しかチャンスがありませんが、分割受講が可能であれば予定や計画を調整しなおすことができるのではないかと思います。
- 今は長期で研修日程が決められているので拘束感あるが、自分のタイミングで受講でき、業務への支障が少なくなるように思う。
- ケアマネジャーに優しい法定研修の方法だと思います。
- 柔軟に受講できるようになるので、共働き世帯、子育て世帯、介護をしながら働いている方など助かると思います。自分のペースで学習することで、理解を深めることにも繋がります。また、一度に大量の受講生が来ないので、開催する側もメリットがあるのではないのでしょうか。
- 現在は決められた日程なのでプライベートに外せない用事があると困る。自分のペースで受講ができるようになりそう。

(デメリット(悪い点))

- 課題の進捗などを自己管理する必要があるため、受講を忘れて研修が修了できない可能性が高くなる点が心配である。
- 受講案内の確認漏れによる未受講により、更新の権利が失われるといった問題が生じると思われますので、受講漏れがないようなアナウンスや情報提供が課題となってくると考えられます。
- しっかり自己管理が出来ていないと、日程や自身の受講履歴など忘れてしまいそう。
- 一定期間を定めないと受講人数にばらつきが出て講師も困ることになる。
- 私は管理者をしています。今の研修だと確実に事業所のケアマネジャーが受講していることが分かりますが分割受講になると、各ケアマネジャーが確実に忘れずに所定の期間内で、必要な研修の受講を完了できるか、心配ではあります。管理者としての負担は増えそう。
- 分割して行う場合、長期間になると前回の学習内容を忘れてしまう恐れがある。複数回に分けることで、費用の増加などが心配。これまでの法定研修で慣れているので、変更後色々と混

乱する可能性がある。オンラインで行うようにした場合は、その環境整備が大変。

- 申し込みや手続きが複雑化しそう。自分自身しっかり何を受講しなければならないかをしっかり把握する必要がある。うっかり受講していなくて受講日数が足りないなど発生し、受講対象期間中に要件を満たさず、資格更新できないケアマネジャーが増えそう。

(6) 分割受講の仕組みに対する認識:対象期間

問 分割受講の仕組みについて、研修効果を担保しつつ、研修受講者の負担軽減を図るには、どのくらいの期間で研修科目を受講するのが適切だと思いますか。例えば、「3年にわたって研修科目を分割して受講することを認める」ことが適切と考える場合は、「3年」を選択してください。(自由記述)

分割受講の対象期間については、全体では、「1 年」が 26.1%で最も割合が大きく、ついで「5 年」が 20.4%で大きかった。

図表 28 分割受講の仕組みに対する認識:対象期間

	合計(全体)	A県	B県	C県
n=	245	158	32	55
1 カ月	2.0%	1.3%	6.3%	1.8%
6 カ月	10.2%	10.8%	6.3%	10.9%
1 年	26.1%	28.5%	25.0%	20.0%
2 年	16.3%	17.7%	9.4%	16.4%
3 年	14.3%	14.6%	12.5%	14.5%
4 年	2.0%	1.9%	0.0%	3.6%
5 年	20.4%	17.7%	25.0%	25.5%
その他	8.6%	7.6%	15.6%	7.3%

(7) 法定研修に対する総合的な有効性の評価

問 直近に受講した法定研修について伺います。主観的な感覚で結構ですので、「講義のみ科目」と「講義演習一体型科目※」のそれぞれについて、最も近いものをそれぞれ 1 つ選択してください。(単一回答)※ここでの「講義演習一体型科目」は受講者同士の意見交換やワーク等を含む科目を指します。

法定研修の内容への満足度は講義のみ科目が 70.6%、講義演習一体型科目が 65.7%。実践力の向上への役立ちは 70.2%、66.1%。一方、法定研修の積極的な参加については、同割合は 53.1%、50.2%に留まる。

図表 29 総合的な有効性の評価「講義のみ科目」

		合計(全体)	A県	B県	C県
n=		245	158	32	55
法定研修の内容に満足していますか。	そう思う	10.6%	13.3%	12.5%	1.8%
	概ねそう思う	60.0%	67.1%	15.6%	65.5%
	あまりそう思わない	20.4%	13.9%	53.1%	20.0%
	そう思わない	9.0%	5.7%	18.8%	12.7%
法定研修はケアマネジメントの実践力の向上に役立つと思いますか。	そう思う	12.7%	15.2%	12.5%	5.5%
	概ねそう思う	57.6%	62.7%	43.8%	50.9%
	あまりそう思わない	22.0%	17.7%	25.0%	32.7%
	そう思わない	7.8%	4.4%	18.8%	10.9%
受講前と比較して業務に対する意欲やモチベーションが高まったと思いますか。	そう思う	10.2%	12.7%	9.4%	3.6%
	概ねそう思う	42.0%	45.6%	34.4%	36.4%
	あまりそう思わない	34.7%	31.6%	31.3%	45.5%
	そう思わない	13.1%	10.1%	25.0%	14.5%
今後も、法定研修に積極的に参加したいと思いますか。	そう思う	13.9%	18.4%	6.3%	5.5%
	概ねそう思う	39.2%	47.5%	18.8%	27.3%
	あまりそう思わない	31.8%	24.1%	40.6%	49.1%
	そう思わない	15.1%	10.1%	34.4%	18.2%

図表 30 総合的な有効性の評価「講義演習一体型科目」

		合計(全体)	A県	B県	C県
n=		245	158	32	55
法定研修の内容に満足していますか。	そう思う	11.4%	15.2%	9.4%	1.8%
	概ねそう思う	54.3%	56.3%	40.6%	56.4%
	あまりそう思わない	23.7%	20.3%	37.5%	25.5%
	そう思わない	10.6%	8.2%	12.5%	16.4%
法定研修はケアマネジメントの実践力の向上に役立つと思いますか。	そう思う	13.5%	17.7%	9.4%	3.6%
	概ねそう思う	52.7%	55.1%	43.8%	50.9%
	あまりそう思わない	22.9%	19.6%	28.1%	29.1%
	そう思わない	11.0%	7.6%	18.8%	16.4%
受講前と比較して業務に対する意欲やモチベーションが高まったと思いますか。	そう思う	11.8%	15.2%	9.4%	3.6%
	概ねそう思う	41.2%	43.7%	34.4%	38.2%
	あまりそう思わない	31.8%	29.7%	34.4%	36.4%
	そう思わない	15.1%	11.4%	21.9%	21.8%
今後も、法定研修に積極的に参加したいと思いますか。	そう思う	13.9%	17.7%	6.3%	7.3%
	概ねそう思う	36.3%	43.0%	21.9%	25.5%
	あまりそう思わない	32.2%	26.6%	40.6%	43.6%
	そう思わない	17.6%	12.7%	31.3%	23.6%

< 講義演習一体型科目 >

(8) 今後、研修に盛り込むべきこと

問 法定研修に新たに盛り込むべき内容があれば、ご自由にご記入ください。(自由記述)

法定研修に新たに盛り込むべき内容としては、法改正を含む国の動きに関する事項等があげられた。

<主な回答(抜粋)>

- 法令遵守や記録のポイント等を詳細に学べる講義があると良いと思います。
- 法改正についての解説や法令違反の実例や注意点だけで良い。
- 最新の国の動きや現状などと課題を知りたい。ICT をどう活用していくのが良いか知りたい。
- 給付管理、請求業務について学ぶ時間が必要ではないかとおもいます。
- 最新の情報など、もう少し増やしていただきたい(例：認知症の基本法や国の考え方、身寄りのない高齢者への対応など社会の動きに合わせたもの、医療面の新しい知識を得られるようなもの)。
- 各事業所の加算について・ケアプラン作成について・生活困窮者の救済措置について。
- 対人援助技術、言語技術研修(ファシリテーション・プレゼンテーション等)。
- 法改正やケアマネジメントの考え方の変化とか他ケアマネとの交流(困ったときに相談できる仲間を知りたい)は有意義なもの、5年に1度しかないので、ダラダラグループワークやるより必要な情報を教えてほしい。
- 保健、福祉、医療分野の専門職種による講義(その業界に講師を依頼する)など介護支援専門員個々のずれた考え方を修正できるような内容を学ぶ 単位制にして自分の苦手な科目を選択して学べる機会が持てるようにすると思う。

(9) 法定研修の時間数に関する意向

問 法定研修の時間数について、あなたの考えに最も近いものを 1 つ選択してください。(単一回答)

法定研修の時間数について、「法定研修の時間数は減らすべきである」が 64.1%を占めた。

図表 31 法定研修の時間数に関する意向

	合計(全体) n=	A県	B県	C県
	235	152	32	51
必要な事項を学ぶためであれば法定研修の時間数が多少増えても良い	8.2%	10.1%	0.0%	7.3%
必要な事項を学ぶためであっても時間数は現行のものを維持すべきである	13.5%	15.2%	15.6%	7.3%
法定研修の時間数は減らすべきである	64.1%	63.9%	65.6%	63.6%
その他	10.2%	7.0%	18.8%	14.5%

<「その他」の主な回答(抜粋)>

- 更新研修ではなく、受講してレポート提出など更新研修制度の廃止を願います。
- 実務経験年数が長い人は時間数を免除していく等が良いです。
- 時間数を設定すること自体に意味があるとは思えない。内容ややり方の方が重要。
- 法廷研修は無くすべき。必要な学びは各々の地域にあり、皆それぞれに勉強している。どうしてもやりたいなら、運転免許のように法改正等について動画を見せる程度で充分。
- 研修をすることは大事だと思いますが、業務をしながら受講することは負担になっています。分割受講など研修の方法について検討は必要だと思います。

(10) 法定研修に関する意見・要望

問 介護支援専門員の法定研修について、ご意見やご要望等があれば、ご自由にご記載ください。(自由記述)
--

更新研修の廃止、受講負担軽減、研修の共通化、研修内容の見直し等に関する意見があげられた。

<更新研修の廃止に関する意見(抜粋)>

- 廃止されない時は、料金と受講期間を全国同一に設定、かつ、動画視聴(YouTube 配信やウェビナーでのオンライン受講)のみにしてスキマ時間で行えるようにする。または、運転免許更新のように更新段階での最新の動向の説明で終わらせる、といった手続きの簡素化が重要。一番良いのは「廃止」である気持ちは変わっていない。
- 必要な事項を学ぶことはとても重要な事である。それによるメリットなどはあると思う。しかし、どうして介護支援専門員だけがこの法定研修を終了しないと、今後の業務ができなくなってしまうのか。国家資格でないからだと思っているが、みなそれぞれ研鑽を摘んでいるはずである。介護保険制度の要と言われ、真摯に向き合っているはずである。感情論ではいけないが、研修がいけないと言うのではなく、この、受講しないとその後の業務に支障をきたす考え、制度を変えていただきたい。

<受講負担軽減に関する意見(抜粋)>

- 県内で1カ所しか開催されないので移動時間や宿泊など負担が大きく不公平に感じます。講師をする側も負担がかかるので、Web視聴式にして動画を何度も使えば、講師の負担や費用も軽減できるのではないのでしょうか。マネジメントのレベルを一定にすることも大切ですが、グループワークでうまくいった経験はあまりないです。時間がもったいないように感じます。
- 課題を沢山提出する割に、講義の中で活用しない事がある。必要性を感じない課題がある。マスキングの手間も含め、通常業務に支障が出るくらいの時間を要するため、もう少し簡略的にしてほしい。研修が負担で介護支援専門員にならない人もいると思う。
- 必要は感じている。が、提出物と時間を減らしてほしい。

- 主任更新研修であるため指導事例の提出を求められます。事例を提出することや、提出した事例でのグループワークをすることが負担であると感じています。

<研修の共通化に関する意見(抜粋)>

- 全国で統一されたものがよいと思いますし、医療、保健、福祉分野の業界に講師を依頼して、最新の知見を学びたい。
- 各県ごと研修の内容ややり方に違いがあり、自分の件と比べて不満が多く出ている。法定研修が今後も続くのであれば、具体的な内容や実施方法を全国一律で決めた方が良い。
- 難しいとは思いますが、全国共通のオンデマンド化を希望します。

<研修内容に関する意見(抜粋)>

- 施設ケアマネと居宅ケアマネは明らかに経験や知識が違うため、同じ研修を受けていても、研修への取り組み方やモチベーションに随分な差を感じる。また、主任ケアマネを受講する際に「給料が上がる(手当がつく)から受講する」という人も少なくない。同じ時間・同じ内容で行うことにそろそろ無理が生じているとも感じている。
- 演習タイプの話し合いを毎回6～7 人の事例をもとに行っていますが、経験年数やスキルの差が大きく、正直ストレスを感じます。互いに学びあうメリットはあるかもしれませんが初歩的なことが多い場面も多く、その時間を減らし、むしろ介護支援専門員として知っておくべき最新の医療情報などに費やしてほしい。講師の話は毎回満足度が高いですが、時間が短く残念に感じます。演習よりもそちらを重視してほしいです。

(11) 法定研修の経済的・時間的な負担

問 昨年末に国において開催された「ケアマネジメントに関する諸課題に関する検討会」において法定研修の在り方について、「可能な限り経済的・時間的な負担の軽減を図ることが適当。」との中間整理がなされています。法定研修の受講に関する経済的・時間的な負担について、あなたの考えに最も近いものをそれぞれ1つ選択してください。(単一回答)

「負担だと思う」と「やや負担だと思う」を合計すると、全体では、「講義(座学)を受講することに伴う時間的な負担」が88.6%で最も割合が大きい。次いで、「演習を受講することに伴う時間的な負担」が87.3%となっている。法定研修の「負担」について、自由記述回答では、「事前課題、事例提出」に関する意見が多くあげられた。

図表 32 法定研修の経済的・時間的な負担

n=		合計(全体)	A県	B県	C県
		245	158	32	55
受講料の経済的な負担	負担だと思う	13.9%	17.7%	6.3%	7.3%
	やや負担だと思う	36.3%	43.0%	21.9%	25.5%
	あまり負担だと思わない	32.2%	26.6%	40.6%	43.6%
	負担だと思わない	17.6%	12.7%	31.3%	23.6%
	(参考)負担だと思う+やや負担だと思う	50.2%	60.8%	28.1%	32.7%
交通費や宿泊費等の 受講料以外の経済的な負担	負担だと思う	44.1%	40.5%	59.4%	45.5%
	やや負担だと思う	22.4%	24.7%	18.8%	18.2%
	あまり負担だと思わない	20.8%	22.8%	6.3%	23.6%
	負担だと思わない	12.7%	12.0%	15.6%	12.7%
	(参考)負担だと思う+やや負担だと思う	66.5%	65.2%	78.1%	63.6%
講義(座学)を受講する ことに伴う時間的な負担	負担だと思う	57.1%	52.5%	71.9%	61.8%
	やや負担だと思う	31.4%	34.8%	25.0%	25.5%
	あまり負担だと思わない	9.0%	9.5%	3.1%	10.9%
	負担だと思わない	2.4%	3.2%	0.0%	1.8%
	(参考)負担だと思う+やや負担だと思う	88.6%	87.3%	96.9%	87.3%
演習を受講すること に伴う時間的な負担	負担だと思う	56.7%	49.4%	75.0%	67.3%
	やや負担だと思う	30.6%	37.3%	15.6%	20.0%
	あまり負担だと思わない	11.4%	12.0%	9.4%	10.9%
	負担だと思わない	1.2%	1.3%	0.0%	1.8%
	(参考)負担だと思う+やや負担だと思う	87.3%	86.7%	90.6%	87.3%
研修会場への移動等 に伴う時間的な負担	負担だと思う	55.5%	51.9%	68.8%	58.2%
	やや負担だと思う	22.0%	22.2%	18.8%	23.6%
	あまり負担だと思わない	17.1%	19.0%	9.4%	16.4%
	負担だと思わない	5.3%	7.0%	3.1%	1.8%
	(参考)負担だと思う+やや負担だと思う	77.6%	74.1%	87.5%	81.8%
研修を受講する際の 研修実施機関への手続きや 申請に伴う時間的な負担	負担だと思う	52.7%	48.1%	46.9%	69.1%
	やや負担だと思う	31.4%	37.3%	31.3%	14.5%
	あまり負担だと思わない	13.9%	13.3%	18.8%	12.7%
	負担だと思わない	2.0%	1.3%	3.1%	3.6%
	(参考)負担だと思う+やや負担だと思う	84.1%	85.4%	78.1%	83.6%
研修を受講する際の 法人・事業所内での手続きや 申請に伴う時間的な負担	負担だと思う	37.6%	36.1%	50.0%	34.5%
	やや負担だと思う	36.3%	39.2%	25.0%	34.5%
	あまり負担だと思わない	20.8%	20.9%	15.6%	23.6%
	負担だと思わない	5.3%	3.8%	9.4%	7.3%
	(参考)負担だと思う+やや負担だと思う	73.9%	75.3%	75.0%	69.1%

<事前課題、事例提出に関する意見(抜粋)>

- 事前の課題にかかる時間や受講してからほかのメンバーの事例の読み込みにかかる時間がかかり、有意義に参加するために必要かもしれませんが件数を減らすなどしてほしいです。現場では日々の相談業務や担当利用者の対応が多いため、勤務中に課題をこなすことが難しく、自宅で取り組むことが殆どです。
- 事前課題が多すぎて仕事や家庭に支障があり、不眠で体調不良になりました。出した物を同じケアマネのファシリが付箋を貼り、何度もやり直しはおかしいと思う
- 事例提出、の数が多。施設ケアマネと包括、居宅はそれぞれケアプランが違い 仕事内容も違うので一様に学ぶ目的にずれがある
- 事例を作成や修正する事で、多大な時間を要する事。コピー代も馬鹿にならない。
- 事例作成や研修期間中は通常業務に支障があり、新規利用を断り業務も残業が増え家庭への影響も大きいのでかなりの負担を感じている。
- 受講前に提出する課題作成の時間や大量のコピーは経済的にも時間的にも大きな負担だと思う。

<経済的負担に関する意見(抜粋)>

- その時しか使用しないテキストの購入、事前ワークと称したあり得ない量の動画視聴と資料作り、その他 資格更新の手数料など。
- 研修は自分の有休を使って参加しなければいけないし、費用も自己負担となっています。時間も費用も身を削りながらやっているのが現状です

<時間的負担に関する意見(抜粋)>

- 集合研修の場合、研修会場までの移動が高速道路も利用して1時間30分かかります。また、天候によっては濃霧などで高速道路が通行止めになることもあり、早めに出発しても会場への到着が遅れる不安があります。また、受講料にテキスト代が含まれますが、講義の中でほとんど開く機会がないため活用できているのか疑問があります。
- 体調不良であっても休むことができない、場所までの移動に問題なく時間内に到着できるかなどいつも不安があります。また研修中でも利用者さんは生活しているので何かあれば電話がかかってきたり、問題がある利用者さんがいれば研修中も心配になり休み時間に電話をしたりなど研修に集中できない事もあります。

3.3. 検討委員会における主なご意見

今回の法定研修受講者を対象とした調査結果についての検討委員会における主なご意見は以下の通り、なお、都道府県、実施機関調査の結果も一体として議論を行ったため、同調査の結果に対する意見も一部含む。

< 演習と講義の時間配分に関する事項 >

- 都道府県及び研修実施機関からは新カリキュラムの導入により、演習時間が短くなり、研修の設計に苦慮しているとの意見が多くだされている点が印象的であった。次期カリキュラムの検討にあたっては、演習の時間数を減らす、その分、講義の時間数を増やすという今回のカリキュラム改定の方針を今後も維持すべきか、改めて検討が必要ではないか。
- 演習時間が短くなったことに対しては、研修実施機関側と受講者側で意識の相違があるのではないかと。受講者調査からは依然として演習時間が長いとの声がある。限られた法定研修の時間の中で、演習と講義のいずれを充実するべきかについては、法定定研修以外の法定外研修、OJT 等の場で、必要な知識等の修得をどの程度担保することができるか次第である。仮に講義部分は法定外研修で十分補えるということであれば、演習の割合を再度増やすということもありえるが、実施機関側の声だけにに基づき、判断するのは避けるべきである。

< 法定研修の有効性の評価に関する事項 >

- 法定研修に対する総合的な有効性の評価について、満足している割合と実践力の向上へ役立っていると感じている割合はともに 7 割強となっており、各都道府県、研修実施機関が創意工夫しながら、受講者に意義を感じてもらえる研修を行っている点は評価すべきであろう。
- 有効性の評価については、他のデータとの相関をみることで、何が有効性に影響しているかを可視化することにつながり、意義のある示唆を得ることができるのではない。
- 今回の調査から、研修の負担はあるものの、満足している方、研修が実践に役立っているという方が一定数存在することが示されている。また、「負担」についても発言者によって、時間的負担なのか、金銭的な負担なのかも異なる。時間的負担についても、研修受講前の準備の話なのか、研修中の拘束時間の話なのかによってとるべき対策は異なる。効果的な対策を考えるために、より細分化して考える必要があることが示されているのではないかと。

< 今後の調査の実施方針に関する事項 >

- 今回は 3 都道府県が対象であったが、将来的には全国で同様の設問で受講者調査を実施し、横並びで比較することも検討すべきではないかと。受講者の声をしっかりと捉えていかないと、研修実施機関側の視点だけで検討が進んでしまうことが危惧される。なお、受講者の満足度と研修の質は必ずしも一致しないため、調査設計に当たっては、単なる人気投票にならないようにする点には留意が必要である。
- 全国規模の受講者調査は継続的に実施すべきである。一方、調査の実施に際しては、研修実施機関側にも負担がかかることが想定されるため、早期の情報提供やスケジュールリングを行うことが必要である。

4. 「分割受講の仕組み」に関する検討・整理

令和 6 年 12 月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」において、分割受講の仕組み等を検討し、可能な限り負担軽減を図るとともに研修の質の向上につなげることが適当であるとされた。本事業では、上記を背景として、「分割受講の仕組み」の実現に向けた論点整理及び具体的な方策について検討を行った。本章では、その概要を示す。

4.1. 「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」における位置づけ

令和 6 年 12 月に取りまとめが行われた「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」において「分割受講の仕組み」について以下のとおり明記されている。

(研修のオンライン受講の推進と分割受講の仕組みの構築)

研修の受講負担の軽減の観点から、国レベルで一元的に作成する研修の実施にあたっては、その講義をオンラインで一斉配信できるようにするとともに、いつでも・何度でも受講することができるようオンデマンド化することが適当である。このことは、研修の質の統一やそれによる研修の質の向上につながり、研修受講者はもとより、ケアマネジメントを受ける利用者にとっても望ましいことである。また、現在、研修の実施主体が行う特定の日に限られていた研修日について、日時に関わらず受講できるようにするとともに、研修科目毎に分割して受講できる仕組みにすることを検討することが適当である。

また、更新研修等について、更新までの5年間に分割して受講可能なオンデマンド化等の環境の整備について検討することが適当である。

出典：厚生労働書「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」より抜粋

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47047.html

(注) 下線強調は、株式会社日本総合研究所にて実施

4.2. 研修実施機関・都道府県へのヒアリング調査

(1) ヒアリング対象及びヒアリング事項

「分割受講の仕組み」に関する実務面における懸念点等を確認することを目的として、研修実施機関・都道府県を対象にヒアリング調査を実施した。対象及びヒアリング事項は下記のとおり。

図表 33 ヒアリング対象(「一部研修の一元化」と共通)

実施日	自治体名	区分	対象
令和 6 年 9 月 10 日	大分県	実施機関	大分県介護支援専門員協会
令和 6 年 9 月 13 日	山梨県	実施機関	山梨県介護支援専門員協会
令和 6 年 9 月 25 日	新潟県	都道府県 実施機関	新潟県福祉保健部高齢福祉保健課 新潟県介護支援専門員協会
令和 6 年 9 月 27 日	静岡県	都道府県	静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

		実施機関	静岡県介護支援専門員協会
令和 6 年 10 月 1 日	秋田県	実施機関	秋田県介護支援専門員協会

<ヒアリング事項>

- 法定研修について、現行の制度では、所定の受講期間内に全ての研修科目の受講修了が原則として必須となっていますが、将来的に、働きながら受講者が自身のペースで受講できるよう、研修科目を一定期間内に分割して受講することを認める仕組みを導入することについての賛否とその理由を教えてください。また、仕組みを導入した場合、研修実施に関する実務面として懸念されることがあれば教えてください。

(2) ヒアリング調査の結果

研修実施機関・都道府県からは「分割受講の仕組み」に関して、受講負担の軽減効果を期待する一方、受講管理の難しさや質の担保への影響を懸念する意見が出された。また、仕組みの導入に当たっては、研修実施機関・都道府県側での一定の準備が必要と想定されることから、準備期間や試行期間等を設けることを期待する意見も出された。

<主なご意見>

(受講管理の難しさ)

- 各受講者がいつ、どの研修を受講するかを管理を研修実施機関が行うことは実務上のハードルが非常に高い。従来のエクセル等での受講管理では年度をまたいでの管理は難しいため、ある程度共通的なシステムが必要である。
- 研修課程ごとに実施機関が異なるケースや同じ科目を複数の実施機関が実施しているケースがある。その際に実施機関の垣根を越えて、受講管理をする必要がある。また、A 県で3科目、B 県で他の科目を受けるなど、県をまたいで受講する場合を想定すると、県単独ではなく、全国統一的な受講管理の仕組みも必要となる。例えば、マイナンバーカードに介護支援専門員の資格情報、法定研修の受講履歴等が一元的に紐づく等の抜本的な受講管理の仕組みの見直しが無いと分割受講の導入は難しいのではないかと。

(資質向上/質の担保への影響)

- 分割受講に類似する仕組みが導入されている他の専門職研修では、オンライン受講での「ながら受講」等が実態として生じていると聞いている。受講者の姿勢次第ではあるが、質の担保という観点ではマイナスの影響が大きいのではないかと。

(受講負担の軽減効果)

- 受講者目線では、受講負担の軽減効果が見込まれる。法定研修受講者へのアンケート調査等

でも分割受講できる仕組みへの期待は大きい。

(導入に向けた準備期間・試行運用の必要性)

- 現時点では、具体的な運用のイメージがわいていない。受講者が年度をまたいで、いつでも・何度でも受講できるとした場合、従来の研修のやり方と大きく変えることが必要になる。体制面、運用面の両面に対応できるかどうか分からない。やり方次第では、通年で研修を行うことになり、必要な人手が増え、経費の増加を招き、受講料増につながる懸念もある。
- 実施機関でも相当の準備が必要になることが見込まれるため、具体的な実施イメージに関する早期の情報提供をお願いしたい。導入に向けては余裕も持った準備期間を設けて欲しい。
- 受講者や研修企画への影響の度合いが分からないので、試行的に実施し、事例の整理・検証を行うなど、慎重に導入を進める必要があるのではないかと。具体的な取り組み事例が無い中で、全国一斉に導入するというのは現実的ではないと思う。

4.3. 法定研修受講者へのアンケート調査

「分割受講の仕組み」に関する受講者目線でのメリット、デメリット等を確認することを目的として、法定研修受講者を対象にアンケート調査を実施した。

メリットとしては、業務や家庭の都合に応じて柔軟な受講ができることを評価する意見、デメリットとしては、受講状況の管理の負担増、管理ミスによる資格失効等を懸念する意見があげられた。

問 現在、法定研修は受講対象年度のうち都道府県が定めた期間に全ての研修科目の受講を完了することが修了の要件とされています。将来的に、研修科目を分割して一定の期間にわたって受講することを認める仕組みを法定研修に導入することのメリット(良い点)とデメリット(悪い点)についてあなたの考えをご自由にご記入ください。(自由記述)

<主な回答>

(メリット(良い点))

- 業務の都合に合わせて自身のタイミングで受講ができるのは良い。
- 家庭の用事や仕事の都合を配慮しながら受講ができる。
- 今だと何があってもその期間は受講しないといけないので、分割受講の仕組みが導入されると、自分の都合で受講できるのでいいと思います。
- 自分のペースで計画的に受講ができるのではないかと思います。現在は受講日に緊急を要する用事が入っても1度しかチャンスがありませんが、分割受講が可能であれば予定や計画を調整しなおすことができるのではないかと思います。
- 今は長期で研修日程が決められているので拘束感あるが、自分のタイミングで受講でき、業務への支障が少なくなるように思う。

- ケアマネジャーに優しい法定研修の方法だと思います。
- 柔軟に受講できるようになるので、共働き世帯、子育て世帯、介護をしながら働いている方など助かると思います。自分のペースで学習することで、理解を深めることにも繋がります。ま一度に大量の受講生が来ないので、開催する側にもメリットがあるのではないのでしょうか。
- 現在は決められた日程なのでプライベートに外せない用事があると困る。自分のペースで受講ができるようになりそう。

(デメリット(悪い点))

- 課題の進捗などを自己管理する必要があるため、受講を忘れて研修が修了できない可能性が高くなる点が心配である。
- 受講案内の確認漏れによる未受講により、更新の権利が失われるといった問題が生じると思っていますので、受講漏れがないようなアナウンスや情報提供が課題となってくると思われます。
- しっかり自己管理が出来ていないと、日程や自身の受講履歴など忘れてしまいそう。
- 一定期間を定めないと受講人数にばらつきが出て講師も困ることになる。
- 私は管理者をしています。今の研修だと確実に事業所のケアマネジャーが受講していることが分かりますが分割受講になると、各ケアマネジャーが確実に忘れずに所定の期間内で、必要な研修の受講を完了できるか、心配ではあります。管理者としての負担は増えそう。
- 分割して行う場合、長期間になると前回の学習内容を忘れてしまう恐れがある。複数回に分けることで、費用の増加などが心配。これまでの法定研修で慣れているので、変更後色々と混乱する可能性がある。オンラインで行うようにした場合は、その環境整備が大変。
- 申し込みや手続きが複雑化しそう。自分自身しっかり何を受講しなければならないかをしっかり把握する必要がある。うっかり受講していなくて受講日数が足りないなど発生し、受講対象期間中に要件を満たさず、資格更新できないケアマネジャーが増えそう。

4.4.「分割受講の仕組み」に関する検討委員会における主なご意見

「分割受講の仕組み」に関する検討委員会における主なご意見は以下のとおり。

「分割受講の仕組み」の導入に「総論賛成」との意見が多数を占めたうえで、主に「分割受講の仕組み等の目的」、「研修科目間の連動を踏まえた分割の方法」、「分割受講の仕組みの導入までのプロセス」、「時間数の取り扱い」、「受講管理のあり方」について論点、課題等の提示が各委員からなされた。

<主なご意見>

(分割受講の仕組み等の目的)

- 分割受講の仕組み及び一部研修の一元化については、研修の受講負担の軽減の視点だけでなく、研修の質の統一やそれによる研修の質の向上という視点も同様に重要である。負担の

軽減を過度に強調することで、質の面が疎かになることが懸念されるため、今後の議論においても特に意識すべきであろう。

- 「研修の受講負担の軽減」について、本事業で実施した受講者調査からも「負担」は経済的なものから、時間的なものまで多岐にわたることが示されている。分割受講の仕組みにより軽減が図られる「負担」とは何かをより具体化することも必要であろう。

（研修科目間の連動を踏まえた分割の方法）

- 学習の効果を考えた際に、どこを一単位として分割するかの検討も重要である。法定研修には連動する科目も多く含まれており、研修としてのつながりを意識する必要がある。安易に切り分けをすると、年度を跨いで連動する科目を受講するケース等が生じ、学習効果が低下する可能性がある。
- まとまった期間で受講がなされることを前提に、科目間の連動を意識しながら現行のカリキュラムは設計されている。一方、受講者側はそれを十分に理解していない可能性もある。知識として統合するために、どの科目同士が連動しているかを改めて示していくことも重要になる。どこを分割可能な単位とするかの議論は科目間の連動の議論とあわせて実施する必要がある。

（分割受講の仕組みの導入までのプロセス）

- 令和 6 年 4 月から新たなカリキュラムが始まっているが、このカリキュラムは分割受講を前提に設計されたものではない。時間や章立てに応じて、機械的に分割するという方法では、科目間の連動が疎かになることが懸念される。質の担保の観点では、次回のカリキュラムの見直し時に分割受講を前提として、設計を行い、その後カリキュラムの施行とあわせて、分割受講の仕組みを導入するという流れとすべきではないか。
- 分割受講の仕組みの導入とカリキュラム見直しは一体として議論すべきである。なお、カリキュラムの見直しは、資格試験の受験要件の緩和に関する議論を踏まえた検討が必要である。
- 実務面では、仮に期間中に所定の受講を完了できなかった場合に、どのような取り扱いにするかも考えていく必要がある。
- 分割受講を実現するためには、受講者が受講したいタイミングに地域で当該研修が行われていることが必要となる。受講者のニーズに応じたタイミングで研修実施機関が研修を実施できるのか、受講者は申込や受講料の支払いをどのタイミングで行うのか等、研修実施機関、受講者の双方において、導入に向けてどのような条件を整える必要があるかの整理が求められる。円滑の運用のために何が必要か、導入によりどのような影響があるかについて、検証が必要ではないか。

(時間数の取り扱い)

- 分割受講の仕組みの導入により、受講環境が良くなることは望ましいがそれが「研修の時間数の減少」につながるわけではないという点は強調しておきたい。分割受講により、受講環境が整うのであれば、むしろ法定研修の時間数を増やすという考え方もある。介護支援専門員が学ぶべきことは多いため、更に重層化した課題に対応できるように、時間数を上積みすることも検討すべきではないか。
- 分割受講の仕組みを導入した際の影響や既存の研修方法と比較した効果検証等を通じて、時間数の増減の可否を考えるべきであろう。

(受講管理のあり方)

- 受講者調査等において、受講状況の管理の複雑化を懸念する意見が出されているが、専門職として、法定研修の受講状況を適切に管理することは当然のことである。受講者自身の受講状況を適切に関する責任は受講者自身にあることは改めて強調しておきたい。

4.5. 受講管理システムに関する検討

上述の実施機関・都道府県へのヒアリング調査および法定研修受講者へのアンケート調査において、分割受講の仕組みの導入に関して、研修の受講管理の複雑化を指摘する意見が出されたことを踏まえ、検討委員会は「受講管理システムのあり方」についても検討を行った。

(1) 受講管理システムの導入状況

令和6年度時点での法定研修の受講履歴や受講者状況の管理を行うシステム(=受講管理システム)の導入状況について「システム等は導入しておらず、エクセル等で管理」が21件(45.7%)で最も割合が大きかった。また、「その他」の内容としては、エクセルとシステム管理での管理を併用しているとの回答が自由記述で挙げられた。

図表 34 受講管理システムの導入状況

	n	%
①一般社団法人日本介護支援専門員協会のシステム	8	17.4%
②株式会社インソースのシステム(Leaf)	9	19.6%
③株式会社デジタル・ナレッジのシステム	4	8.7%
④その他のシステム	14	30.4%
⑤システム等は導入しておらず、エクセル等で管理	21	45.7%
⑥その他	7	15.2%
合計	46	

(2) 受講管理システムに関する検討委員会における主なご意見

受講管理システムのあり方に関する検討委員会における主なご意見は以下のとおり。

なお、検討委員会では、「将来的に国において統一的な受講管理システム(又は、介護支援専門員の登録システム)を構築することについてどのように考えるか。仮に統一的なシステムを構築する場合、どのような情報を管理すべきか。」との論点を提示し、各委員から意見を募った。

<主なご意見>

- 法定研修のためだけに国が予算をかけて独自にシステムをつくることは適切ではない。システムを構築するのであれば、介護支援専門員の実態を国が把握することを軸として、その一部に法定研修の管理がある仕組みとすべきである。介護支援専門員の実態を把握するシステムであれば必要性が高い。介護保険制度の立上げ当時も情報管理システムに関する議論が行われたが、どのような情報を管理するかによって費用が大きく変動する。ある程度具体的なイメージがないと必要な費用を算定することも難しい。
- 受講履歴の管理を目的としたシステムを国で新たに構築する必要性には疑問がある。既存のシステムが都道府県ごとに構築・活用されている状況を踏まえ、各システムの連動を図るという方向性の方が現実的ではないか。
- ケアプランデータ連携システムの議論を参考に、システムは異なるがデータ連携は出来るという方が望ましいのではないか。どのような情報を何のために管理するか次第であるが、少なくとも受講管理だけであれば、既存のシステムを改修し、データ連携を可能にするとの方針が望ましいのではないか。
- 受講管理システムについては、実装されているシステムがあるので、ステークホルダーとの調整が課題になる。都道府県単位で管理できる仕組みがあれば、問題ないのではないか。
- 受講管理システムについて、学会の会員管理システムのようなイメージに近いのではないか。

分割受講の導入にあたっては、受講者が自身の学習状況を自己管理する仕組みが必要になる。

4.6. 検討結果の整理

「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」において示された「更新研修等について、更新までの5年間に分割して受講可能なオンデマンド化等の環境の整備について検討することが適当」との方針について、本事業で設置した検討委員会の委員および調査対象とした都道府県・研修実施機関、法定研修受講者のいずれからも研修の受講負担の軽減等の観点から、「総論賛成」との意見が示された。

一方、具体的な仕組みや運用のあり方を懸念する意見が示されており、「分割受講の仕組み」の導入に向けては、以下の取り組みが必要であると考えられる。

① 試行導入を通じた「分割受講の仕組み」の効果・影響の検証の必要性

「分割受講の仕組み」の導入により、受講負担の軽減効果を期待する意見がある一方、受講状況の管理や申込手続きの複雑化による負担の増加を懸念する受講者の意見が本事業で実施した調査から確認された。また、都道府県・研修実施機関からは分割受講による受講者の修得状況、研修の質への影響を懸念する意見も出された。

現時点では、「分割受講の仕組み」の導入による効果・影響が明らかになっていない状況であり、全国一斉での導入を行った場合、想定外の影響が生じる可能性も懸念される。そのため、全国での導入に先駆けて、モデル地域等で「分割受講」を試行的に行い、その効果・影響等を事前に検証する必要があるのではないかと。あくまで一例であるが、本事業で実施した調査・検討結果を踏まえると、検証すべき事項としては以下が想定される。

【検証すべき事項(例)】

- ・受講者の負担感にどのような影響があるか
- ・受講者の修得状況にどのような影響があるか
- ・都道府県・研修実施機関の研修企画・実施に伴う負担にどのような影響があるか
(経費、受講料への影響も含む)
- ・現行の法定研修の一連のプロセスのうち、どの部分を変える必要があるか
- ・現行の受講管理の仕組みで円滑に受講履歴の管理が可能か 等

また、「分割受講」の方法(分割受講を認める期間、分割対象とする研修課程・科目をどのように設定するか等)により、効果・影響等は変わることが想定される。そのため、試行導入においては、複数のモデル地域で異なる分割受講の方法を試行し、より正の効果・影響がある方法を具体化することも検討すべきである。なお、都道府県・研修実施機関からは分割受講の具体的な実践事例

等が求められていることから、試行導入の成果等はモデル事例として取りまとめ、分割受講の仕組みの全国への導入と併せて、横展開を図ることが望ましい。

② 中長期的な視点での検討と早期の実現に向けた検討の並行推進

更新研修を含む介護支援専門員の法定研修の現行のカリキュラムは一定の期間内で研修が実施されることを前提に、科目間の連動を意識して設計がされている。科目間の連動を意識せずに無作為に研修を分割すると、連動して学ぶべき事項の修得が不十分となる可能性が想定される。そのため、研修の質の担保の観点では、次回のカリキュラム見直し時に、分割受講の対象となる研修課程について、分割受講を前提として、カリキュラムの設計を行ったうえで、カリキュラムの施行とあわせて、分割受講の仕組みを導入すべきである。

なお、令和 6 年 4 月から全国で研修が開始された新たなカリキュラムについては、令和元年度から検討に着手し、実運用まで準備期間も含めて 5 か年を要しており、次回のカリキュラムの見直しについても一定の期間を要することが見込まれる。

一方、研修の受講負担の軽減等の観点から早期の分割受講の仕組みの導入が期待されていることから、現行のカリキュラムを前提に研修の質を担保しつつ、分割する方法を先行して検討することも重要である。

そのため、来年度以降の分割受講の仕組みの導入に向けた具体的な検討は、分割受講を前提とした次期カリキュラムのあり方に関する中長期的な視点での検討と、分割受講の仕組みの早期の実現に向けた現行カリキュラムの分割方法のあり方の検討を並行して推進することが必要である。

5. 「一部研修の一元化」に関する検討・整理

令和 6 年 12 月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」において、全国統一的な実施が望ましい科目について国レベルで一元的に作成すること等を検討し、可能な限り負担軽減を図ることが適当であるとされた。

本事業では、上記を背景として、「一部研修の一元化」の実現に向けた論点整理及び具体的な方策について検討を行った。本章では、その概要を示す。

5.1. 「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」における位置づけ

令和 6 年 12 月に取りまとめが行われた「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」において「一部研修の一元化」について以下のとおり明記されている。

(研修実施に一元化による質の確保と負担軽減の推進)

現行、ケアマネジャーの法定研修は、国の定めるカリキュラムや実施要綱に基づき、都道府県又は都道府県知事が指定した研修実施機関が実施している。これについて、本検討会においては、各地域において研修講師の確保が困難な状況や、地域によって研修内容に差が生じていることについての指摘があった。

このため、研修の質の確保や、全体としての費用負担の軽減の観点から、法定研修のうち全国統一的な実施が望ましい内容を国レベルで一元的に作成することや、そうした統一的な研修が各都道府県で適切に実施される仕組み等を検討することが適当である。

他方、地域その他職種との交流や事例検討をはじめ、地域の実情に応じた研修が必要であることから、一部の科目については、引き続き都道府県で実施していくことも検討する必要がある。その際、法定研修の負担を軽減する観点から、各地域で実施されている法定外の研修のうち法定研修に即した内容となっているものについては、法定研修とみなすといった柔軟な取扱いも考えられるといった指摘があった。なお、演習の実施にあたっては、相談援助などの技術的な面をトレーニングできる要素を加えられるよう検討することが適当である。

(研修のオンライン受講の推進と分割受講の仕組みの構築)

研修の受講負担の軽減の観点から、国レベルで一元的に作成する研修の実施にあたっては、その講義をオンラインで一斉配信できるようにするとともに、いつでも・何度でも受講することができるようオンデマンド化することが適当である。このことは、研修の質の統一やそれによる研修の質の向上につながり、研修受講者はもとより、ケアマネジメントを受ける利用者にとっても望ましいことである。

出典：厚生労働省「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」より抜粋

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47047.html

(注) 下線強調は、株式会社日本総合研究所にて実施

5.2. 実施機関・都道府県へのヒアリング調査

(1) ヒアリング対象及びヒアリング事項

「一部研修の一元化」に関する実務面における懸念点等を確認することを目的として、実施機関・都道府県を対象にヒアリング調査を実施した。対象及びヒアリング事項は下記のとおり。

図表 35 ヒアリング対象(「分割受講の仕組み」と共通)

実施日	自治体名	区分	対象
令和6年9月10日	大分県	実施機関	大分県介護支援専門員協会
令和6年9月13日	山梨県	実施機関	山梨県介護支援専門員協会
令和6年9月25日	新潟県	都道府県 実施機関	新潟県福祉保健部高齢福祉保健課 新潟県介護支援専門員協会
令和6年9月27日	静岡県	都道府県 実施機関	静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課 静岡県介護支援専門員協会
令和6年10月1日	秋田県	実施機関	秋田県介護支援専門員協会

<主なヒアリング事項>

- 介護支援専門員の質の確保・向上を図りつつ、法定研修の効率化を図るため、例えば講義の科目について、国が主体となり、全国共通の教材を作成し、統一的な実施とすることについての賛否とその理由を教えてください。
- 「一部研修の一元化」を導入した場合、研修実施に関する実務面として懸念されることがあれば教えてください。また、国と都道府県・研修実施機関はどのような役割分担をすることが望ましいと思いますか。「一部研修の一元化」は研修実施機関における運営に関するコスト低減や将来的な受講料削減につながり得ると思いますか。

(2) ヒアリング調査の結果

「一部研修の一元化」に関しては、概ね賛成する意見が多数であったが、法定研修の企画等を通じた都道府県内の人材育成の必要性や地域特性を踏まえた学習の必要性等を踏まえ、都道府県の裁量に任せる部分を一定程度残すべきとの意見が出された。

<主なご意見>

- 法定研修の存在により、各地域の介護支援専門員に講師やファシリテーターを務めたり、研修企画を行ったりする機会が生じている。そのような機会は、地域の次世代を担う介護支援専門員の育成において非常に重要な役割を果たしている。一元化により、そのような活動が縮小することを懸念する。
- 研修の価値を、①知識の移転、②実践事例や地域資源を使って学ぶ・一般化する、③受講者

同士の関係性づくりの3点であると考え、①知識の移転についてはある程度の一元化、共通化が可能と考える。但し、知識の移転についても地域特性等を考慮しながら、学んでもらう必要があるため、どこまで全国統一とできるかは慎重な検討が必要であろう。

- 国が過年度作成したオンライン教材(「標準教材」)を積極的に活用している都道府県では、講義部分は標準教材をオンラインで事前視聴してもらい、演習部分のみ対面で独自の内容で実施しており、既に講義部分は一定の共通化が進んでいるのではないかと。
- 受講者の受講開始時の知識量のギャップが大きい。そこを揃えるという意味で、受講に必要な最低限の事前知識を全国一律の内容を学んでもらい、そのうえで、地域ごとの研修を受けてもらうという「2 階建て」の設計が現実的ではないかと。

5.3.「一部研修の一元化」の実現に向けた論点の整理

本事業で設置した検討委員会では、「一部研修の一元化」の実現に向けて検討が必要となる論点を整理したうえで、検討を行った。各論点の概要を以下に示す。

(1) 一元化する範囲(＝地域特性を考慮しつつ、研修のどの部分を一元化するか)

中間整理において「法定研修のうち全国統一的な実施が望ましい内容を国レベルで一元的に作成すること」と明記されている一方、具体的に法定研修のどの部分が「全国統一的な実施が望ましい内容」であるかは、具体化されていない。また、同整理においては、「一部の科目については、引き続き都道府県で実施していくことも検討する必要がある」と明記されている。

「一部研修の一元化」の実現に向けては、一元化すべき部分と引き続き都道府県で実施していくべき部分の具体化が必要である。

(2) 一元化する教材と既存教材の関係性(＝「一元化する教材」とテキスト、副教材の関係性をどのように整理するか)

現行の法定研修において、講義のみの科目は市販テキストと副教材(実施機関や講師が作成したパワーポイント資料等)、講義・演習一体型科目は市販テキスト、副教材、独自ワークシートを組み合わせ実施される場合が多いことが先行調査研究等の結果から示されている。

「一元化する教材」が現行の法定研修で使用されている資料等のどの部分を担うものなのかによって、教材の作成プロセスや内容等は大きく変わることが見込まれるため、「一元化する教材」と既存教材の関係性の整理が必要である。なお、過年度、国の研修のオンライン化事業で作成された教材は講義部分の「副教材」に相当するものとして位置づけられている。

(3) 一元化する教材の作成体制・プロセス(＝「一元化する教材」をどのような体制・プロセスで作成、更新するか)

中間整理において「法定研修のうち全国統一的な実施が望ましい内容を国レベルで一元的に作

成すること」と明記されている一方、ここでの「国レベル」の具体的な定義は具体化されていない。介護支援専門員の資質向上に資する教材をどのような体制、頻度で作るか、更新するか、持続可能性や責任の所在も含めた検討が必要である。

(4) 一元化の各都道府県への展開方法(＝「統一的な研修が各都道府県で適切に実施される仕組み等」として何が必要か)

中間整理において、「統一的な研修が各都道府県で適切に実施される仕組み等」の必要性が明記されている一方、国の研修のオンライン化事業で作成された教材の使用状況を含めて、研修の実施方法・内容等は都道府県ごとに異なっている。

各都道府県が実施主体となり「介護支援専門員資質向上事業」が実施されている状況において、いかにして統一的な研修の適切な実施を担保するか、「統一研修」以外の研修を各都道府県の裁量で法定研修として実施することを認めるべきか等についても具体化が必要である。

5.4. 「一元化する範囲」に関する検討

(1) 議論の前提

前述の通り、中間整理において「法定研修のうち全国統一的な実施が望ましい内容を国レベルで一元的に作成すること」と明記されている一方、具体的に法定研修のどの部分が「全国統一的な実施が望ましい内容」であるかは、具体化されていない。また、同整理においては、「一部の科目については、引き続き都道府県で実施していくことも検討する必要がある」と明記されている。「一部研修の一元化」の実現に向けては、一元化すべき部分と引き続き都道府県で実施していくべき部分の具体化が必要である。

(2) 検討委員会における主なご意見

「一元化する範囲」に関する検討委員会における主なご意見は以下のとおり。

<主なご意見(抜粋)>

(地域特性を考慮することの必要性について)

- 在宅医療・介護連携推進事業等、二次医療圏をベースに都道府県が主体となって進めている領域は地域特性等を考慮しながら、都道府県ごと内容を設計してもらう必要がある。一元化する範囲を明確にしていくことが重要である。
- 研修の共通化については地域特性をどのように考慮するかが課題になる。地域特性を踏まえた内容とガイドラインの内容の両立が難しく、都道府県ごとに科目によっては教えている内容に大きな差が生じていることがある。地域特性としてその差を尊重すべきか、全国統一的とすべきか、項目ごとの検討が必要であろう。
- 法定研修の中で、普遍的なものは全国共通で良い。演習部分は基本的に都道府県が実施する

ことになるのではないか。その場合、演習は地域特性を考慮しながら、都道府県ごとに必要なことを伝え、講義部分を共通化するとの方向性ではないか。より詳細な地域独自の事項は市町村が法定外研修等も活用しながら伝えていくべきである。

- 法定研修に地域特性等を考慮して都道府県が独自に追加していた部分がなくなるとしたら、その部分をどこで補うのか。研修の実施主体の考え方も変えないと共通化は難しい。

（国と都道府県の役割分担、連動について）

- 一部研修を一元化したとしても、地域で必要な事項を学ぶ機会を保険者の責任において介護支援専門員に対して提供すべきというメッセージは強調すべきである。
- 全国統一で介護支援専門員が押さえておくべき部分は共通化すべきである。一方、地域特性に応じて変えるべき部分もある。総合事業、介護予防等は保険者が様々な工夫をしながら頑張っている。国、都道府県、市区町村の役割分担の整理が必要である。
- 国レベルで作る部分とそれ以外の切り分けが論点となる。すべての時間数をカバーする教材を国レベルで作ることは現実的では無い。一部は引き続き都道府県が担うことになる。
- 一部の研修では、国と都道府県が分担して研修を設計する構図となることが想定される。事前学習の部分含め教材の中身については相当の検討が必要になる。国が配信するものと都道府県が担う部分のつながりなど、連動の部分を具体化しないと、上手く研修全体が機能しないことが懸念される。
- 国と都道府県の連動について、何をどのように連動していくべきなのか、互いの役割や求める事項を明確化することが重要である。机上の空論で終わらないよう、実行力を持たせることが必要である。

（一元化可能な科目について）

- 諸課題に関する検討会では共通化は主に講義部分を想定するとの議論もあった。講義部分のうち、制度・政策関連部分が第一候補になるであろう。一方、制度・政策関連部分についてもそれをどのように地域で活用していくか、適用していくかについては、地域特性を考慮することが必要であり、一定程度、都道府県ごとの判断を残すべきではないか。
- 全国の介護支援専門員が共通の学びをするという観点では、倫理の科目については統一的な実施が期待されるのではないか。
- 特定の科目の一部を共通化する、例えば、科目の前半部分を共通の部分にするような方法もあり得るのではないか。講義・演習の一体型科目の講義部分は共通化し、演習は都道府県が裁量を持ち、受講者像を想定しながら効果的に教えていくことが必要ではないか。

（3）検討結果の整理

本事業の検討委員会での議論では、制度・政策に関する事項、倫理に関する事項が「全国統一的

な実施が望ましい内容」の候補としてあげられた。

一方、制度・政策に関する科目等であっても、当該制度・政策を地域でどのように活用・適用していくかについては、地域特性を考慮することが必要であることから、一定程度、都道府県の裁量で内容を付加できる余地を残すべきであるとの意見も出された。また、講義のみを一元化し、演習は都道府県の裁量に任せるべきとの意見、講義部分の一部のみを一元化すべきとの意見も出された。一元化対象科目のうち、国が一元的に作成する方法のパターンとしては以下が想定される。

「全国統一的な実施が望ましい内容」の具体化と並行して、いずれのパターンを「一部研修の一元化」の具体的な方法とするかについても、パターンごとのメリットやデメリット、研修の質への影響等を考慮しながら、引き続き検討が必要である。

<全国統一的な実施が望ましい内容>

- ・制度・政策に関する事項
- ・倫理に関する事項

<一元化対象科目のうち、国が一元的に作成する方法のパターン>

- ・対象科目の講義のみを一元的に国が作成し、演習は都道府県が担う
- ・対象科目の講義の一部のみを一元的に国が作成し、その他の部分（国が一元的に作成した部分以外の講義、演習）は都道府県が担う

5.5. 「一元化する教材と既存教材の関係性」に関する検討

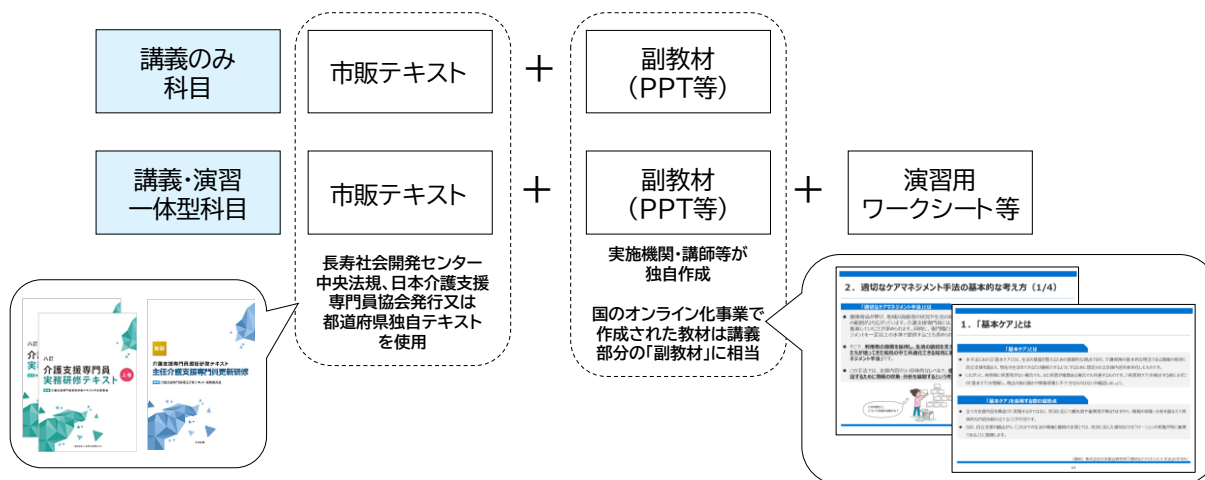
（1） 議論の前提

① 現行の法定研修に用いられている既存教材の概要

前述の通り、現行の法定研修において、講義のみの科目は市販テキストと副教材（実施機関や講師が作成したパワーポイント資料等）、講義・演習一体型科目は市販テキスト、副教材、独自ワークシートを組み合わせる実施される場合が多いことが先行調査研究等の結果から示されている。法定研修に用いられている既存教材の概要を図示すると以下の通り。

「一元化する教材」が現行の法定研修で使用されている資料等のどの部分を担うものなのかによって、教材の作成プロセスや内容等は大きく変わることが見込まれるため、「一元化する教材」と既存教材の関係性の具体化が必要である。

図表 36 法定研修に用いられている既存教材の概要



② 関連する調査結果

<市販テキストの使用状況【再掲】>

実務研修は、一般社団法人長寿社会開発センター発行のテキストが43件(93.5%)と高いシェアを有する。専門Ⅰ、専門Ⅱ、主任、主任更新では中央法規出版発行のテキストと一般社団法人日本介護支援専門員協会のテキストがそれぞれ4割程度のシェアを有する。なお、専門Ⅰ、専門Ⅱで3件、主任で5件、主任更新で1件、「テキストは使用していない」との回答があった。

図表 37 実務研修:使用しているテキスト

	n	%
①一般社団法人長寿社会開発センター発行のテキスト (介護支援専門員実務研修テキスト)	43	93.5%
②都道府県独自のテキスト	5	10.9%
③その他のテキスト	10	21.7%
④テキストは使用していない	0	0.0%
合計	46	

図表 38 専門Ⅰ研修:使用しているテキスト

	n	%
①中央法規出版発行のテキスト (介護支援専門員現任研修テキスト)	18	39.1%
②一般社団法人日本介護支援専門員協会発行のテキスト (介護支援専門員研修テキスト)	19	41.3%
③都道府県独自のテキスト	7	15.2%
④その他のテキスト	2	4.3%
⑤テキストは使用していない	3	6.5%
合計	46	

図表 39 専門Ⅱ研修:使用しているテキスト

	n	%
①中央法規出版発行のテキスト (介護支援専門員現任研修テキスト)	17	37.0%
②一般社団法人日本介護支援専門員協会発行のテキスト (介護支援専門員研修テキスト)	19	41.3%
③都道府県独自のテキスト	7	15.2%
④その他のテキスト	3	6.5%
⑤テキストは使用していない	3	6.5%
合計	46	

図表 40 主任研修:使用しているテキスト

	n	%
①中央法規出版発行のテキスト (介護支援専門員現任研修テキスト)	14	30.4%
②一般社団法人日本介護支援専門員協会発行のテキスト (介護支援専門員研修テキスト)	19	41.3%
③都道府県独自のテキスト	7	15.2%
④その他のテキスト	4	8.7%
⑤テキストは使用していない	5	10.9%
合計	46	

図表 41 主任更新研修:使用しているテキスト

	n	%
①中央法規出版発行のテキスト (介護支援専門員現任研修テキスト)	17	37.0%
②一般社団法人日本介護支援専門員協会発行のテキスト (介護支援専門員研修テキスト)	21	45.7%
③都道府県独自のテキスト	7	15.2%
④その他のテキスト	3	6.5%
⑤テキストは使用していない	1	2.2%
合計	46	

<副教材の使用状況>

令和 4 年度の実施された実態調査において、法定研修におけるテキスト以外の副教材(PPT 等)は 9 割以上の使用率となっている。また、副教材の作成主体は「講師」が 9 割前後を占めている。

図表 42 法定研修における副教材(PPT 資料等)の使用の有無

		n	副教材 (PPT等) の使用がある	副教材 (PPT等) の使用はない	無回答
実務	平成30年度	46	82.6%	17.4%	0.0%
	令和4年度	42	95.2%	4.8%	0.0%
専門Ⅰ	平成30年度	52	82.7%	17.3%	0.0%
	令和4年度	45	95.6%	4.4%	0.0%
専門Ⅱ	平成30年度	57	82.5%	17.5%	0.0%
	令和4年度	48	93.8%	6.3%	0.0%
主任	平成30年度	47	72.3%	21.3%	6.4%
	令和4年度	36	94.4%	5.6%	0.0%
主任更新	平成30年度	49	69.4%	24.5%	6.1%
	令和4年度	40	95.0%	5.0%	0.0%

図表 43 法定研修における副教材(PPT 資料等)の作成主体

		実務	専門Ⅰ	専門Ⅱ	主任	主任更新
	平成30年度	n = 38	n = 44	n = 47	n = 35	n = 35
	令和4年度	n = 40	n = 43	n = 45	n = 34	n = 38
都道府県	平成30年度	5.3%	6.8%	4.3%	0.0%	0.0%
	令和4年度	12.5%	7.0%	11.1%	5.9%	2.6%
研修向上委員会	平成30年度	2.6%	6.8%	4.3%	5.7%	20.0%
	令和4年度	10.0%	7.0%	6.7%	2.9%	2.6%
研修実施機関	平成30年度	18.4%	25.0%	21.3%	17.1%	17.1%
	令和4年度	27.5%	27.9%	35.6%	35.3%	42.1%
講師	平成30年度	84.2%	84.1%	87.2%	94.3%	88.6%
	令和4年度	87.5%	93.0%	91.1%	88.2%	92.1%
その他	平成30年度	13.2%	4.5%	4.3%	2.9%	5.7%
	令和4年度	2.5%	4.7%	4.4%	2.9%	5.3%
無回答	平成30年度	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	令和4年度	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 検討委員会における主なご意見

「一元化する教材と既存教材の関係性」に関する検討委員会での主なご意見は以下のとおり。

<主なご意見(抜粋)>

(共通化する教材の範囲について)

- 一部研修の一元化を通じて、副教材のみならず、主たる教材が統一化され、全国の介護支援専門員が同じ学びをし、同じ軸を持つべきである。同じ学びを担保するためには、逸脱を防ぐ一定の強制力を持つことが望ましい。一元化した内容に追加する部分は都道府県等の裁量で、地域特性等も考慮しながら、法定外研修で実施するという方向性が良いのではないかな。
- テキストのみならず、副教材や動画教材等も含めて、共通化しないと一元化の目的を達成できないのではないかな。全国の受講者が共通の内容を学ぶようにすべきである。
- 一元化する教材を「統一教材」と呼称したとしても、必ずしも一つに集約するのではなく、国が認めたものが全国に複数存在するという考え方もあり得る。
- テキストは口頭で解説することを想定して作成されていない。あくまで副読本であり、その文章を読み上げるだけでは、効果的な研修にはならない。テキストと副教材の両方を作成する場合、講師が説明に用いる副教材は単なるテキストの読み上げではなく、教授法の工夫も盛り込むべきであろう。
- 教材だけでなく、講師の教え方の統一も必要である。教材を用いて、各地域の講師が研修を

行う方法を想定するのであれば、講師向けのガイドブックのようなものも必要ではないか。

(修了評価の共通化について)

- 一部研修の一元化を実施するのであれば、統一的な評価シートをつくるべきではないか。研修の内容のみならず、対象科目については、修了評価も共通化し、受講後の出口の部分も全国で統一化することが望ましい。修了評価が共通化することで、一元化対象科目は一定の水準まで理解度が至らないと、再履修を求めることもできる。国が関与するのであれば、研修の内容だけではなく、出口である評価の部分も含めて検討すべきであろう。
- 研修の共通化をするのであれば、修了評価についても、共通化できるのではないか。そこもあわせて考えていくべきである。
- 「一部研修の一元化」の目的の一つが研修の質の確保であることを前提とすると、共通的な修了評価の実施は必要不可欠であろう。
- 研修の内容と修了評価の方法が一体として一元化されることにより、受講者が自分自身の立ち位置を認識、理解することにもつながる。

(3) 検討結果の整理

厚生労働省「介護支援専門員資質向上事業ガイドライン(令和 5 年 4 月)」において「法定研修の目的」について下記の通り整理されている。

「2 本ガイドラインの基本的な考え方」の「(2)法定研修の目的」

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じて、要介護者等が日常生活の状況に応じて適切なサービスを利用できるようサービス利用の連絡調整等を行う者であって、日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者とされている。

つまり、介護支援専門員には、専門的な知識・技術を生かして前述したようなケアマネジメントの価値を実現していくことが期待されているのである。一方ケアマネジメントが、介護保険において全国統一的な仕組みとして導入され、現物給付となった(自己負担ゼロとなった)背景には、利用者の立場に立って、サービスの決定を支援することによって全ての要介護者等が等しく、サービスの利用における権利を保持することを担保しようとの考え方がある。

したがって、全ての介護支援専門員には、利用者の決定を支援するに足る一定水準以上の知識・技術を有することが求められ、それゆえ「介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員の養成を図ることを目的とする」法定研修の受講が義務付けられている。

「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」において「一部研修の一元化」が盛

り込まれた背景には、費用負担の軽減とともに、上記の「法定研修の目的」を念頭に、研修の質を確保し、全ての介護支援専門員に対して「利用者の決定を支援するに足る一定水準以上の知識・技術」を学ぶ機会を担保する必要があるとの考え方がある。一元化する教材の範囲についても上記の考え方を踏まえた検討が必要である。

本事業で設置した検討委員会で議論がなされたように、一元化する教材の範囲をテキスト、副教材、演習用ワークシート等の一部に限定すると、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」において課題として指摘されている、「地域によって研修内容に差が生じている現状」が今後も継続することが懸念される。

そのため、全ての介護支援専門員に対して「利用者の決定を支援するに足る一定水準以上の知識・技術」を学ぶ機会を担保するためには、一元化の対象とする研修科目については、講義のみ科目が講義・演習一体型科目かを問わず、共通の教材(テキスト、副教材、演習用ワークシート等)、共通の研修の展開方法(講義・演習の時間配分、教授法等)を用いることが適当である。また、修了時の修得状況の確認・担保するためには、修了評価の方法の共通化も検討すべきである。

なお、中間整理において、「研修の受講負担の軽減の観点から、国レベルで一元的に作成する研修の実施にあたっては、その講義をオンラインで一斉配信できるようにするとともに、いつでも・何度でも受講することができるようオンデマンド化することが適当である。」と明記されているように、上記の一元化する教材等については、いずれもオンライン環境での活用を前提に作成・整備を行うことが必要である。

図表 44 一元化する教材等の範囲のイメージ

「一部研修の一元化」の狙いを踏まえると、以下のいずれも共通化を図ることが望ましい

教材	講義のみ 科目	テキスト	+	副教材 (PPT等)	
	講義・演習 一体型科目	テキスト	+	副教材 (PPT等)	+
教材以外		研修の展開方法(講義・演習の時間配分、教授法を含む)			
		修了評価の方法			

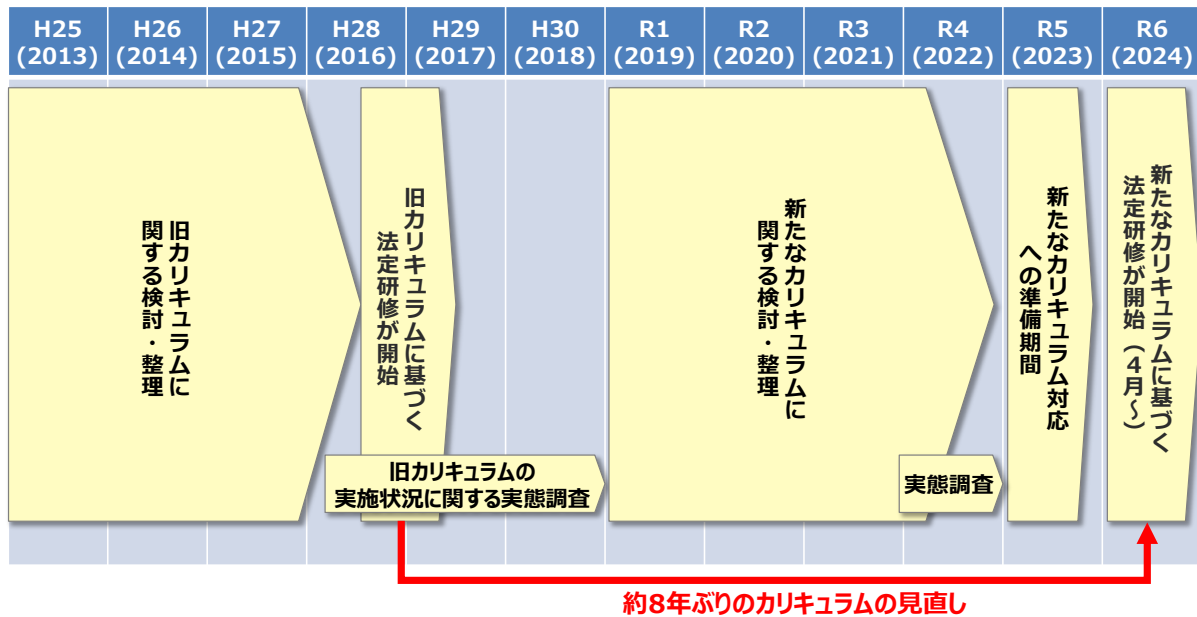
5.6. 「一元化する教材の作成体制・プロセス」に関する検討

(1) 議論の前提

前述の通り、中間整理において「法定研修のうち全国統一的な実施が望ましい内容を国レベルで一元的に作成すること」と明記されている一方、ここでの「国レベル」の具体的な内容は具体化されていない。現場の実運用に耐えうる教材をどのような体制、頻度で作るか、更新するか、持続可能性や責任の所在も含めた検討が必要である。

令和 6 年 4 月から全国で研修が開始された新たなカリキュラムについては、令和元年度から検討に着手し、4 か年の検討・整理期間(令和元年度から令和 4 年度)、1 年間の準備期間(令和 5 年度)を経て、実運用に至った。また、新たなカリキュラムのベースとなった「検討案」は介護支援専門員協会を含む関係職能団体、学識経験者、行政担当者等からなる検討委員会とワーキンググループでの議論を通じて作成された。

図表 45 カリキュラム見直しに関するこれまでの検討の経過



図表 46 カリキュラム見直しの実施体制

検討委員会委員委員 (令和3年度・五十音順・敬称略)

氏名	所属先・役職名
石山麗子	国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻 教授
今村文典	公益社団法人日本介護福祉士会 副会長
遠藤征也	一般財団法人長寿社会開発センター 事務局長
大竹智洋	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課長
川越正平	あおぞら診療所 院長
七種秀樹	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
中澤伸	公益社団法人日本社会福祉士会 地域包括ケア推進委員会 委員
中村春基	一般社団法人日本作業療法士協会 会長
福井小紀子	東京医科歯科大学 大学院保健衛生学研究所 教授
堀川尚子	公益社団法人日本看護協会 医療政策部 在宅看護課
○三浦久幸	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 在宅医療・地域医療連携推進部長

ワーキンググループ委員 (令和3年度・五十音順・敬称略)

氏名	所属先・役職名
石山麗子	国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻 教授
遠藤征也	一般財団法人長寿社会開発センター 事務局長
岡島潤子	株式会社やさい手 経営企画部顧問 兼 居宅介護支援事業 スーパーバイザー
小鷹英由紀	小田原市 福祉健康部 高齢介護課 地域包括支援係 副課長
落久保裕之	一般社団法人広島県医師会 常任理事 一般社団法人広島県介護支援専門員協会 会長
金丸絵里	武蔵野市 健康福祉部 高齢者支援課 地域包括支援センター
○川越正平	あおぞら診療所 院長
齊木 大	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター シニアマネジャー
時枝琢二	医療法人橘善会大分県認知症疾患医療センター 千嶋病院 特定非営利活動法人大分県介護支援専門員協会
中澤伸	社会福祉法人川崎聖風福祉会 事業推進部長
能本守康	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事
福岡史略	長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係
村田雄二	特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会 会長

※座長：○、所属・役職名は委員就任時点のもの

(2) 検討委員会における主なご意見

「一元化する教材の作成体制・プロセス」に関する検討委員会での主なご意見は以下のとおり。

<主なご意見(抜粋)>

- 「国レベルで一元的に作成すること」について、責任の所在の観点から厚生労働省の委託事業等において作成するのが妥当ではないか。
- 介護支援専門員の業務に係る制度やルールは毎年更新されており、テキストの情報はすぐに古くなる。そのため、各研修実施機関はガイドラインやテキストを参考にしつつ、最新情報を盛り込んだ別資料を副教材として作成し、研修で活用している。制度やルールが日々変わっていく中で、全国で活用できる教材をどのような体制、頻度で作成・更新するか、持続可能性も含めて検討が必要である。
- テキストの作成も想定するのであれば、各地の研修で使用されているテキストを出版している主体(長寿社会開発センター、日本介護支援専門員協会、中央法規等)との連携、調整等は必要不可欠ではないか。
- 「一部研修の一元化」の目的の一つは研修の質の確保を図ることにある。そのため、単に全国で同じ教材を使用すればよいということではなく、当該教材が受講者の資質向上に資するものであることを一定程度担保することが必要である。効率化の観点だけを重視して、質の部分が疎かにならなうように改めて留意すべきである。一元化する部分に求められる「質」とはなにか、それを具体的にどのように担保するかは引き続き検討が必要であらう。
- 1回目で完璧な教材を作成することは難しい。現場の意見をもとに PDCA サイクルを回しながら継続的に改良を行っていくという姿勢が必要ではないか。

5.7. 「一元化の各都道府県への展開方法」に関する検討

(1) 議論の前提

前述の通り、各都道府県が実施主体となり「介護支援専門員資質向上事業」が実施されている状況において、いかにして統一的な研修の適切な実施を担保するか、「統一研修」以外の研修を各都道府県の裁量で法定研修として実施することを認めるべきか等についても具体化が必要である。

(2) 検討委員会における主なご意見

「一元化の各都道府県への展開方法」に関する検討委員会での主なご意見は以下のとおり。

<主なご意見(抜粋)>

- 都道府県が一定の裁量権を持つ中で、どの程度国、厚生労働省が主導的な役割を果たすべきであるかも考えていく必要がある。
- 都道府県ごとに裁量権がある中で、統一的な教材を作成したときに、どの程度強制力や実効

性を持つことができるかが課題になる。

- 一元化した内容を各都道府県に浸透させるためには、研修向上委員会の役割が非常に重要になる。研修向上委員会に期待される役割、具体的な各地域への落とし込みの方法等の議論も必要であろう。

6. 今後の課題

(1) 新たなカリキュラムに基づく法定研修の実施状況等の定期的な把握、横展開

令和 6 年 4 月から新たなカリキュラムに基づいた研修が各地域で実施されている。本事業では都道府県・研修実施機関へのアンケート調査やヒアリング調査を通じて、各地域の直近の法定研修の実施状況等の実態把握を行った。今回のカリキュラム改定は平成 28 年以来、約 8 年ぶりの大きな見直しであり、新たに追加された適切なケアマネジメント手法や他法他制度の活用等に関する科目を中心に具体的な研修の進め方について試行錯誤している都道府県や研修実施機関等も多く存在していることが調査結果から確認された。介護支援専門員の資質の確保・向上につながる研修の実現に向けては、引き続き各地域の研修の実施状況等を定期的に把握し、好事例等の横展開を図っていくことが必要である。

(2) 「一部研修の一元化」及び「分割受講の仕組み」の具体化

「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」において、全国統一的な実施が望ましい科目について国レベルで一元的に作成することや、オンライン受講の推進、分割受講の仕組み等を検討し、可能な限り負担軽減を図ることが適当であるとされたことを踏まえ、本事業では一部研修の一元化及び分割受講の仕組みの具体化に向けた論点等の整理を行った。

都道府県、研修実施機関、受講者の各視点での一部研修の一元化及び分割受講の仕組みに対する期待感や課題認識等を確認するとともに、検討委員会での議論を通じて主な論点の整理は概ね完了したものの、各論点に対する具体的な方向性の提示には現時点では至っていない。そのため、本事業で整理した論点について次年度以降引き続き検討が行われることが期待される。

(3) 研修向上委員会の在り方の検討及び法的な位置づけの明確化

「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」において、「都道府県は、研修の実施主体として、研修の実施状況や受講者の満足度等の丁寧な把握に努め、研修の質の確保に向けた研修の見直し等を行うことにより、真にケアマネジャーの資質の確保・向上につながる研修の実施を図ることが重要である。そのためには、都道府県に置かれている研修向上委員会等の取組が非常に重要であるが、中立性や透明性の確保について課題があるとの指摘があり、その在り方について検討が必要である。」と研修向上委員会の在り方の検討の必要性について言及されている。また、本事業の検討委員会における議論においても、一部研修の一元化及び分割受講の仕組み等の各都道府県への展開にあたって研修向上委員会の果たすべき役割が大きいことが指摘された。

令和 5 年度老人保健健康増進等事業「介護支援専門員の資質向上に資する研修等のあり方に関する調査研究事業ⁱ」では、研修の効果的な実施による介護支援専門員の質の向上に向け、都道府県、市町村、職能団体等が連携した研修実施体制のあり方について検討を行い、研修向上委員会の定義等の見直し案を作成が行われた。今後、本見直し案について更なる検討を行うとともに、国から各都道府県に対して研修の実施体制のあり方に関する情報提供等が行われることが期待される。なお、検討委員会において、研修向上委員会の法的な位置づけがない現状において、研修向上委員会の果たす役割について、行政上の取り扱いに迷うことが懸念されたとの指摘もなされており、上述の見直し案の定義に基づく、研修向上委員会の運営を本格的に促す際には、研修向上委員会の法的な位置づけや機能等もあわせて示すことが必要である。

ⁱ https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/pdf/2404_mhlwkrouken_report_15.pdf

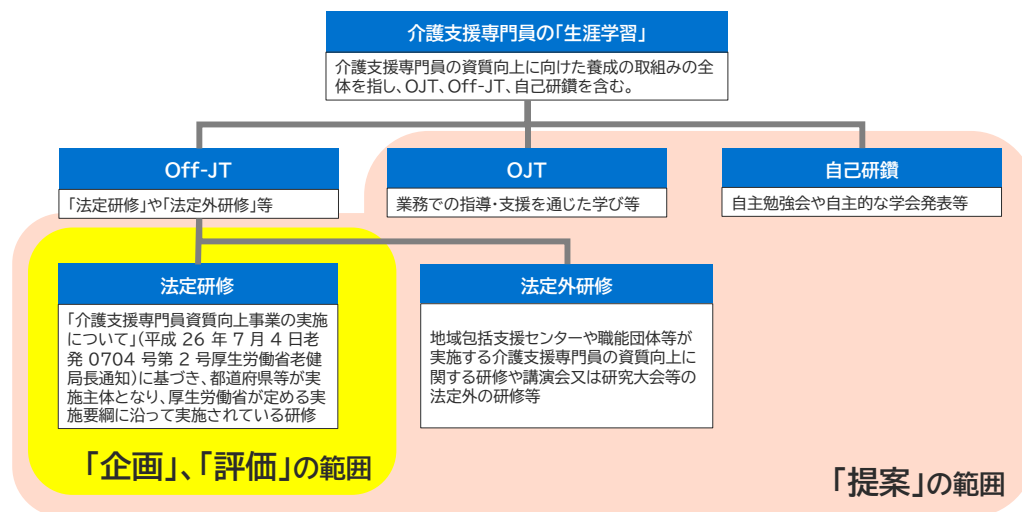
【参考】令和 5 年度老人保健健康増進等事業「介護支援専門員の資質向上に資する研修等のあり方に関する調査研究事業」における研修向上委員会の定義等の見直し案

＜研修向上委員会の定義の見直し案＞

研修向上委員会は、介護支援専門員の資質向上に資する研修等の実現に向けて、①法定研修に関する「評価」と「企画」、②法定研修の企画等の改善に関する「提案」や地域における介護支援専門員の多様な学びの機会に関する「提案」を行うことを目的として、都道府県に設置される委員会である。

- ここでの「評価」とは公正中立な立場で、法定研修の実施状況や修了評価等の結果をもとに、企画に沿った法定研修が適切に実施されているかを確認することを指す。
- ここでの「企画」とは地域における介護支援専門員の養成の現状と課題の分析をもとに、法定研修の全体像を設計することを指す。
- ここでの「提案」とは、法定研修に関する各種評価の結果や地域における介護支援専門員の養成の現状と課題を踏まえ、法定研修の企画等の改善を都道府県、研修実施機関等と連携して行うこと、介護支援専門員が法定研修以外の多様な学びの機会を通じて何を学んでいくべきかを介護支援専門員の養成に係る主体（都道府県、職能団体、市町村、事業所・施設等）に伝えていくことの 2 つを指す。

図表 47 研修向上委員会の「評価」、「企画」、「提案」の範囲のイメージ



【研修向上委員会の役割・機能に関する見直し案】

都道府県が設置する研修向上委員会の役割・機能は以下のとおり。なお、これらはあくまで例示であり、都道府県と連携して同様の役割・機能を他の主体が担うことは問題ない。

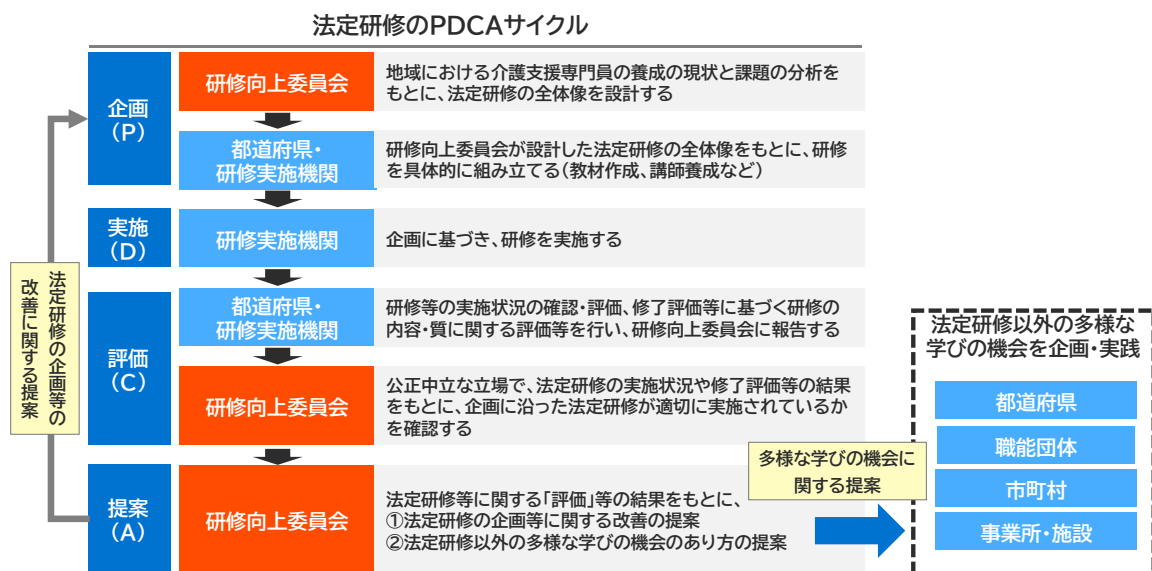
- 法定研修に関する「評価」と「企画」の実施。

- 法定研修の企画等の改善に関する「提案」の実施。
- 地域における介護支援専門員の多様な学びの機会に関する「提案」の実施。
- 研修実施機関間の研修内容の質の平準化。
- 企画、評価、提案に必要となる情報（研修等の実施状況、達成度評価・講師評価・事業評価結果等）の都道府県、研修実施機関、市町村等からの収集、整理。

【法定研修の PDCA サイクルのイメージ】

上記の研修向上委員会の定義、役割・機能等の見直し案を前提に、法定研修の PDCA サイクルのイメージを以下のとおり作成した。なお、「企画」と「評価」のプロセスは研修向上委員会のみが実施するのではなく、都道府県・研修実施機関と連携して実施することが重要である。

図表 48 法定研修の PDCA サイクルのイメージ



【想定される構成委員に関する見直し案】

研修向上委員会における法定研修に関する「評価」は公正中立な立場から行われる必要がある。研修向上委員会が都道府県、研修実施機関等の法定研修の実施に係る主体のみで構成される場合、客観性が乏しくなり、公正中立な「評価」が阻害される懸念がある。そのため、研修向上委員会の構成員には、専門的かつ中立的な立場から「評価」を行うことができる主体を含むことが望ましい。また、介護支援専門員は多職種連携の要としては、学際的に他の職種とともに学んでいくことが求められている。研修向上委員会における法定外研修等に関する「提案」には地域包括ケアシステムの深化、地域共生社会の推進に係る多様な視点（障害福祉サービス、医療・介護・障害福祉サービスの連携、重層的支援体制整備事業、認知症施策等）を反映することが必要である。そのため、研修向上委員会の構成員には、上記のような多様な視点から「提案」を行

うことができる主体を含むことが望ましい。

上記を踏まえ、研修向上委員会の想定される構成委員は以下のとおり。それぞれ期待される次のような役割を踏まえ、必要な検討等を行う。なお、以下はいずれも例示であり、地域の実情に応じて、その他の主体が参加しても差し支えない。

- ・ 学識者
 - 専門的かつ公正中立な立場から法定研修の実施状況等についての「評価」を行う。
- ・ 介護支援専門員以外の職能団体の代表者、地域包括ケアシステムの深化、地域共生社会の推進に係る主体
 - 多様な立場・視点から法定研修の実施状況等についての「評価」や法定外研修の実施内容等について「提案」を行う。
- ・ 都道府県の担当者
 - 研修等の実施状況を研修向上委員会で報告する。また、委員会からの評価・提案を都道府県が実施する介護支援専門員資質向上事業等に反映する。
- ・ 研修実施機関の代表者
 - 研修等の実施状況や法定研修の受講者を対象とした目標の達成度評価（修了評価等）や講師評価の結果等を研修向上委員会で報告する。また、委員会での評価・提案を研修の実施内容、講師の育成等に反映する。
- ・ 介護支援専門員の職能団体の代表者
 - 職能団体が実施する資質向上に向けた取組の実施状況や課題認識等を研修向上委員会で報告する。また、委員会の評価・提案をもとに、都道府県や研修実施機関等と連携しながら、法定外研修の企画・実施や講師の育成等を行う。
- ・ 市町村の代表者
 - 地域の課題や受講ニーズ等を研修向上委員会で報告する。また、委員会の評価・提案をもとに、地域単位の職能団体等と連携しながら、地域の課題や受講ニーズに応じた法定外研修を企画・実施する。
- ・ 研修講師の代表者
 - 研修の実践を通じて把握した現状と課題等を研修向上委員会で報告する。

参考資料1_法定研修受講者向けアンケート調査票

都道府県向け調査票 共通設問シート

※セルの口部分をクリックいただくと「✓」を入力できます。

(1)都道府県名

	都道府県
--	------

(2)ご回答者様

担当部署

お名前

 様

ご連絡先電話番号

※回答内容に関するお問い合わせ先

(国のオンライン研修環境の使用状況)

問1 過年度に国が整備したオンライン研修環境(株式会社インソース提供)の本年度の利用状況としてあてはまるものを1つ選択してください。

回答方法:1つ選択

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ☐ | ①全ての研修課程で使用している ⇒問2へ |
| ☐ | ②一部の研修課程で使用している ⇒問2へ |
| ☐ | ③使用していない ⇒問3へ |
| ☐ | ④その他(下部にご記入ください) |

問2 「①全ての研修課程で使用している」又は「②一部の研修課程で使用している」を選択した場合、

国が整備したオンライン研修環境に関するご意見やご要望、使用における感想等があればご記入ください。(自由記述)

問3 「③使用していない」を選択した場合、国が整備したオンライン研修環境を使用していない理由をご記入ください。(自由記述)

(受講管理システムの導入状況)

問4 法定研修の受講履歴や受講者状況の管理を行うシステム(＝受講管理システム)の導入状況をお伺いします。

貴都道府県において導入しているシステムとしてあてはまるものを全て選択してください。(複数選択)

回答方法:複数選択

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ☐ | ①一般社団法人日本介護支援専門員協会のシステム |
| ☐ | ②株式会社インソースのシステム(Leaf) |
| ☐ | ③株式会社デジタル・ナレッジのシステム |
| ☐ | ④その他のシステム(下部にご記入ください) |

☐ ⑤システム等は導入しておらず、エクセル等で管理

☐ ⑥その他(下部にご記入ください)

(令和6年度における受講環境の整備)

問5 申込状況等に応じて定員の拡大を行っていますか(予定を含む)。(自由記述)

回答方法:1つ選択

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ☐ | ①定員の拡充を行っている |
| ☐ | ②定員の拡充は行っていない |
| ☐ | ③その他(下部にご記入ください) |

問6 定員超過のため受講が出来ない受講生が出た場合、当該受講生に対してどのような措置を講じていますか。(自由記述)

--

問7 体調不良や業務の都合等により、早退や遅刻、中抜け等をせざるを得ない受講生に対して、課題提出などの代替措置を設けていますか。
代替措置を認める具体的な事例と代替措置の内容を回答してください。(自由記述)

--

問8 体調不良や業務の都合等により、研修を受講できなかった受講生に対して、補講を実施する、または他の日程への参加を認めるなどの代替措置を設けていますか。代替措置を認める具体的な事例と代替措置の内容を回答してください。(自由記述)

--

・ここからの設問は研修課程ごとの状況をご回答ください。

・実務⇒専門Ⅰ⇒専門Ⅱ⇒主任研修⇒主任更新研修 の順に各研修課程の状況を伺います。

※本シートより右側のシートについて、貴都道府県で実施しているすべての課程のシートにご回答ください。

【実務研修シート】

※専門Ⅰ、専門Ⅱ、主任、主任更新は「問1 使用しているテキスト」の選択肢以外は実務研修と共通のため省略。

都道府県向け調査票 研修課程別：実務研修

本シートでは「実務研修」についてご回答ください

（使用しているテキスト）

問1 本研修課程において、令和6年度に使用している（又は使用を予定している）テキスト※としてあてはまるものを全て選択してください。

※講義や演習等で使用することを目的として講師等が独自に作成しているPPT資料等は除く

回答方法：複数選択

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | ①一般社団法人長寿社会開発センター発行のテキスト(介護支援専門員実務研修テキスト) |
| ☐ | ②都道府県独自のテキスト |
| ☐ | ③その他のテキスト(下部に具体的にご記入ください) |
| | |
| ☐ | ④テキストは使用していない |

（「講義部分」の実施方法）

問2 本研修課程の「講義部分」の令和6年度の実施方法(予定を含む)としてあてはまるものを全て選択してください。

複数の研修方法を併用している場合(例:「オンライン形式(Zoom等を用いたライブ配信)」と「対面・集合形式」を併用)は、両方の選択肢を選択してください。

回答方法：複数選択

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| ☐ | ①オンライン形式(国の動画教材を用いたオンデマンド配信※) |
| ☐ | ②オンライン形式(都道府県独自の動画教材を用いたオンデマンド配信) |
| ☐ | ③オンライン形式(Zoom等を用いたライブ/リアルタイム配信) |
| ☐ | ④オンライン形式(その他の方法) |
| ☐ | ⑤対面・集合形式 |
| ☐ | ⑥その他(下部にご記入ください) |
| | |

※「オンデマンド配信」とは、プラットフォーム上にアップロード・公開された動画を受講者が好きなタイミングで視聴できる形の受講形式を指します。

問3 本研修課程の「講義部分」を上記の方法で実施している理由をご記入ください。(自由記述)

例①:研修向上委員会での議論の結果、質の担保のためには、対面・集合形式での実施が必須との結論に至ったから。

例②:オンデマンド配信の方が受講者が自分のペースで受講でき、受講者負担が軽減され考えたから。等

--

問4 本研修課程の「講義部分」を上記の方法で実施するにあたり、効果的な研修とするための工夫がありましたらご記入ください。(自由記述)

--

（「演習部分」の実施方法）

問5 本研修課程の「演習部分」の令和6年度の実施方法(予定を含む)としてあてはまるものを全て選択してください。

複数の研修方式を併用している場合は両方の選択肢を選択してください。

回答方法:複数選択

☐	①オンライン形式(Zoom等を用いたライブ配信)
☐	②オンライン形式(その他の方法)
☐	③対面・集合形式
☐	④その他(下部にご記入ください)

問6 本研修課程の「演習部分」を上記の方法で実施している理由をご記入ください。(自由記述)

--

問7 本研修課程の「演習部分」を上記の方法で実施するにあたり、効果的な研修とするための工夫がありましたらご記入ください。(自由記述)

--

（修了評価の実施方法）

問8 本研修課程の受講者の修了評価の方法(予定を含む)についてご回答ください。

評価を行っていない場合は「修了評価は行っていない」を選択してください。

回答方法:複数選択

☐	①研修記録シート
☐	②択一テスト
☐	③記述式テスト
☐	④レポート
☐	⑤受講者間の相互評価
☐	⑥実技
☐	⑦講師・ファシリテーター等による評価
☐	⑧修了評価は行っていない
☐	⑨その他(下部にご記入ください)

（研修実施に伴う経費の状況）

問9 本研修課程の研修の実施に伴い生じている費用総額と内訳を経費項目ごとにご記入ください。

※回答可能な範囲で結構です。（数値記入）（単位：万円）

※令和6年度に本研修課程を既に実施済みの場合は今年度の実績を、未実施の場合は見込みをそれぞれご記入ください。

経費項目		金額(万円)	
費用総額			万円
内訳	教材費		万円
	印刷費		万円
	会場費		万円
	講師・ファシリテーター謝金		万円
	郵送費		万円
	システム利用料		万円
	事務局人件費		万円
	その他		万円
（参考）内訳合計		0	万円

費用総額と内訳合計の値が

← 一致しているかご確認ください。

（新カリキュラム対応における課題）

問10 令和6年4月以降、本研修課程について、新カリキュラムに対応した研修を実施するにあたって感じている課題や難しさ、国への要望等があれば、ご自由にご記載ください。（自由記述）

以上

参考資料2 法定研修受講者向けアンケート調査票

※本調査票を Web 回答用フォーム（Google フォーム）形式に加工して実査を行った。

（直近で受講した法定研修）

- 問1 あなたの直近で受講した（又は受講している）介護支援専門員の法定研修の研修課程としてあてはまるものを1つ選択してください。（単一回答）

回答方法：単一回答	
1	実務研修
2	専門研修Ⅰ
3	専門研修Ⅱ
4	主任介護支援専門員研修
5	主任介護支援専門員更新研修
6	その他（具体的に

（現在の勤務先/現任の有無）

- 問2 あなたの介護支援専門員（主任を含む）としての現在の勤務先としてあてはまるものを1つ選択してください。複数の勤務先を兼務している場合は、平均的な勤務時間が最も長いものを選択してください。（単一回答）

回答方法：単一回答	
1	居宅介護支援事業所
2	地域包括支援センター
3	小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所
4	認知症対応型共同生活介護事業所
5	特定施設入居者生活介護事業所
6	上記以外の介護事業所・施設
7	その他（具体的に
8	介護支援専門員としての業務に従事していない

（介護支援専門員としての経験年数）

- 問3 あなたの介護支援専門員としての業務経験年数（通算年数）を記入してください。なお、介護支援専門員としての業務経験がない場合は、「0」年と記入してください。（数値記入）

通算（ ）年

（保有資格）

- 問4 あなたの保有資格としてあてはまるものを全て選択してください。（複数回答）

回答方法：複数回答	
1	介護福祉士
2	社会福祉士
3	看護師

4	准看護師
5	保健師
6	助産師
7	医師
8	歯科医師
9	薬剤師
10	理学療法士
11	作業療法士
12	言語聴覚士
13	精神保健衛生士
14	栄養士・管理栄養士
15	歯科衛生士
16	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
17	柔道整復師
18	視能訓練士
19	義肢装具士
20	公認心理士
19	臨床心理士
20	あてはまるものはない

（法定研修の位置づけに対する認識）

- 問5 あなたは法定研修をどのような場だと考えていますか。最も近いものを1つ選択してください。
（単一回答）

回答方法：単一回答	
1	最新の制度動向を学ぶ場
2	介護支援専門員に求められる知識・技術のうち、最低限必要なものの確認を行う場
3	受講者同士の交流・ネットワークづくりを行う場
4	決まりだから仕方なく受講する場
5	専門職として更なる資質の向上をはかる場
6	その他（具体的に ）

（「単位制」に対する認識）

- 問6-1 現在、法定研修は受講対象年度のうち都道府県が定めた期間に全ての研修科目の受講を完了することが修了の要件とされています。将来的に、研修科目を分割して一定の期間にわたって受講することを認める「単位制（仮称）」を法定研修に導入することのメリット（良い点）とデメリット（悪い点）についてあなたの考えをご自由にご記入ください。（自由記述）

――

【メリット（良い点）として想定される事項】

- 例：自分の都合に応じた受講ができるようになりそう

自由記述（ ）

【デメリット（悪い点）として想定される事項】

- 例：制度が複雑になり、申込みが大変になりそう

自由記述（ ）

- 問6-2 「単位制（仮称）について、研修効果を担保しつつ、研修受講者の負担軽減を図るには、どのくらいの期間で研修科目を受講するのが適切だと思いますか。例えば、「3年にわたって研修科目を分割して受講することを認める」ことが適切と考える場合は、「3年」を選択してください。（自由記述）

回答方法：単一回答	
1	1カ月
2	6カ月
3	1年
4	2年
5	3年
6	4年
7	5年
8	その他（具体的に ）

（法定研修に対する総合的な有効性の評価）

- 問7 直近に受講した法定研修について伺います。主観的な感覚で結構ですので、「講義のみ科目」と「講義演習一体型科目※」のそれぞれについて、最も近いものをそれぞれ1つ選択してください。（単一回答）
※ここでの「講義演習一体型科目」は受講者同士の意見交換やワーク等を含む科目を指します。

		研修類型	そう思う	概ねそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
1	法定研修の内容に満足していますか。	講義のみ科目	01	02	03	04
		講義演習一体型科目	01	02	03	04
2	法定研修はケアマネジメントの実践力の向上に役立つと思いますか。	講義のみ科目	01	02	03	04
		講義演習一体型科目	01	02	03	04
3	受講前と比較して業務に対する意欲やモチベーションが高まったと思いますか。	講義のみ科目	01	02	03	04
		講義演習一体型科目	01	02	03	04

4	今後も、法定研修に積極的に参加したいと思いますか。	講義のみ科目	01	02	03	04
		講義演習 一体型科目	01	02	03	04

(法定研修の経済的・時間的な負担)

- 問8-1 昨年末に国において開催された「ケアマネジメントに関する諸課題に関する検討会」において法定研修の在り方について、「可能な限り経済的・時間的な負担の軽減を図ることが適当。」との中間整理がなされています。法定研修の受講に関する経済的・時間的な負担について、あなたの考えに最も近いものをそれぞれ1つ選択してください。(単一回答)

		負担だと思 う	やや負担 だと思 う	あまり負担 だと思わ ない	負担だと思 わない
1	受講料の経済的な負担	01	02	03	04
2	交通費や宿泊費等の受講料以外の経済的な負担	01	02	03	04
3	講義(座学)を受講することに伴う時間的な負担	01	02	03	04
4	演習を受講することに伴う時間的な負担	01	02	03	04
5	研修会場への移動等に伴う時間的な負担	01	02	03	04
6	研修を受講する際の研修実施機関への手続きや申請に伴う時間的な負担	01	02	03	04
7	研修を受講する際の法人・事業所内での手続きや申請に伴う時間的な負担	01	02	03	04

- 問8-2 前問の選択肢以外に法定研修の受講に関する経済的・時間的な負担として感じていることがあれば、その内容を具体的にご記載ください。(自由記述)

自由記述 ()

(今後、研修に盛り込むべきこと)

- 問9-1 法定研修に新たに盛り込むべき内容があれば、ご自由にご記入ください。(自由記述)

自由記述 ()

- 問9-2 法定研修の時間数について、あなたの考えに最も近いものを1つ選択してください。(単一回答)

回答方法：単一回答	
1	必要な事項を学ぶためであれば法定研修の時間数が多少増えても良い
2	必要な事項を学ぶためであっても時間数は現行のものを維持すべきである
3	法定研修の時間数は減らすべきである

4	その他（具体的に	）
---	----------	---

（法定研修に関する意見・要望）

- 問 10 介護支援専門員の法定研修について、ご意見やご要望等があれば、ご自由にご記載ください。
- ・ （自由記述）

自由記述（	）
-------	---

※本調査研究は、令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として実施したものです。

令和6年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
介護支援専門員法定研修の効果的な実施に関する調査研究事業
報告書

令和7年3月
株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング
TEL:090-5530-8020 FAX:03-6833-9480